

【表紙】

| | |
|--|--|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成24年9月10日 |
| 【発行者名】 | BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役 ロバート・モレーズ |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウ ノースタワー |
| 【事務連絡者氏名】 | 諏訪部 広 |
| 【電話番号】 | 03-6377-2842 |
| 【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係るファ ンドの名称】 | 日興フォルティス 中国A株ファンド |
| 【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】 | 継続申込期間（平成24年9月11日から平成25年9月10日） ：2,500億円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

日興フォルティス 中国A株ファンド（愛称：万里）
（以下「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型株式投資信託の受益権です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドのすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

2,500億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額とは、信託財産の純資産総額（組入有価証券を時価で評価した資産総額から、負債総額を控除したもの）をその時の受益権総口数で除した価額をいいます。当ファンドでは便宜上1万口当たりの価額で示すことがあります。基準価額は、組入有価証券などの値動きにより、日々変動します。日々の基準価額は、販売会社または委託会社までお問合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞にも掲載されます。（掲載名「万里」）

《委託会社へのお問合わせ先》

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
電話番号：0120-996-222
受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時
ホームページ：<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

（５）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675%（税抜3.5%）を上限に販売会社が定めた料率を乗じて得た額とします。

当該申込手数料にかかる消費税及び地方消費税に相当する金額が含まれています。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

販売会社の申込手数料率に変更になった場合には、上限の率も変更になる場合があります。分配金を再投資されるコースで収益分配金を再投資する場合は無手数料となります。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

詳細は販売会社にお問合わせください。

分配金を再投資されるコースで収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

（７）【申込期間】

平成24年9月11日から平成25年9月10日まで

上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

以下の販売会社の本・支店等においてお申込みの取扱いを行います。

S M B C 日興証券株式会社 本店所在地：東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

取扱店の詳細につきましては、販売会社にお問合わせください。

(9) 【払込期日】

お申込金額は、販売会社が指定する期日までに、指定の方法でお支払いください。

発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社（以下「委託会社」といいます。）の指定する口座を經由して受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

(1 0) 【払込取扱場所】

お申込金額は、販売会社にお支払いください。

(1 1) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(1 2) 【その他】

申込みの方法

受益権の取得のお申込みは、販売会社に取引口座を開設のうえ当ファンドのお申込みを行うことによって成立します。販売会社は、お申込みの成立までに、「証券取引約款」及び当ファンドの「目論見書」等を提示、お渡しいたします。

受益権取得申込みの方は「目論見書」等をご高覧のうえ、当該約款等に基づく「取引口座設定申込書」及び当ファンドの「取得申込書」等にご記入のうえ、ご提出ください。

取得申込みに係る金額を当該販売会社に指定された日までにお支払いください。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

当ファンドのすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び上記振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

目的

当ファンドは、主に中国の人民元建て株式（中国A株）などを投資対象とする外国投資信託証券「BNP PARIBAS FLEXI Equity China A Selected（以下、「BNPパリバ フレキシィー エクイティ チャイナ A セレクティッド」といいます。）」に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

信託金限度額

2,500億円を限度として信託金を追加することができます。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドの、社団法人投資信託協会が定める商品分類及び属性区分は、下記の通りです。

（該当する商品分類及び属性区分を網掛けで表示しております。）

商品分類表

| 単位型/追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) |
|---------|--------|-------------------|
| 単位型 | 国内 | 株式 |
| 追加型 | 海外 | 債券 |
| | 内外 | 不動産投信 |
| | | その他資産 |
| | | () |
| | | 資産複合 |

《商品分類の定義》

単位型投信・追加型投信の区分

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

投資対象地域による区分

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資対象資産による区分

株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|------------------------------|--------------|---------|------------------|-----------|
| 株式 一般 | 年1回 | グローバル | | |
| 大型株 | 年2回 | 日本 | | |
| 中小型株 | | | | |
| 債券 一般 | 年4回 | 北米 | | |
| 公債 | 年6回 | 欧州 | ファミリー ファンド | あり () |
| 社債 | (隔月) | アジア | | |
| その他債券 | | | | |
| クレジット属性 () | 年12回 (毎月) | オセアニア | | |
| 不動産投信 | 日々 | 中南米 | ファンド・オブ・ ファンズ | なし |
| その他資産 (投資信託証券 (株式・一般)) | その他 () | アフリカ | | |
| 資産複合 () | | 中近東(中東) | | |
| 資産配分固定型 | | エマージング | | |
| 資産配分変更型 | | | | |

「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

《 属性区分の定義 》

投資対象資産による属性区分

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

決算頻度による属性区分

年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

投資対象地域による属性区分

日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資形態による属性区分

ファンド・オブ・ファンズ...社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

上記は、社団法人投資信託協会が定める商品分類及び属性区分に基づき記載しております。

当ファンド以外の商品分類及び属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

ファンドの特色

特色

1

持続的かつ著しい成長により世界経済を牽引する役割を担う中国経済の発展に関連して、今後の成長が期待できる中国企業の株式を実質的な投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。

■膨大な人口と強力な政府の政策を背景にこれまで中国は世界の工場として高成長を続け、外需主導により世界最大規模の経済へと発展を遂げてきました。

■金融危機により世界経済が減速に向かうなか、中国政府はいち早く大規模な財政政策を発表し、特に内陸部の潜在成長力を刺激する政策を打ち出しています。

特色

2

中国のQFII(適格国外機関投資家)制度を活用し、中国国外投資家にとって希少性の高い中国企業の人民元建て株式(以下「中国A株」といいます。)に投資を行い、中長期における信託財産の成長を目指します。

■中国A株は、中国国内投資家とQFII(適格国外機関投資家)の認定を受けた中国国外の投資家に投資を許可されている希少性の高い投資対象です。尚、投資対象には個別銘柄等の価格変動に運用成果が連動する有価証券への投資も含まれます。

■当ファンドは、BNPパリバグループへのQFII認可に基づき、一定の投資枠を確保しております。

特色

3

組入対象ファンドである外国投資信託証券「BNPパリバ フレキシィーⅢ エクイティ チャイナ A セレクティッド」の運用は、ハイフートン・インベストメント・マネジメントの助言を受けて、BNPパリバ インベストメント・パートナーズが行います。

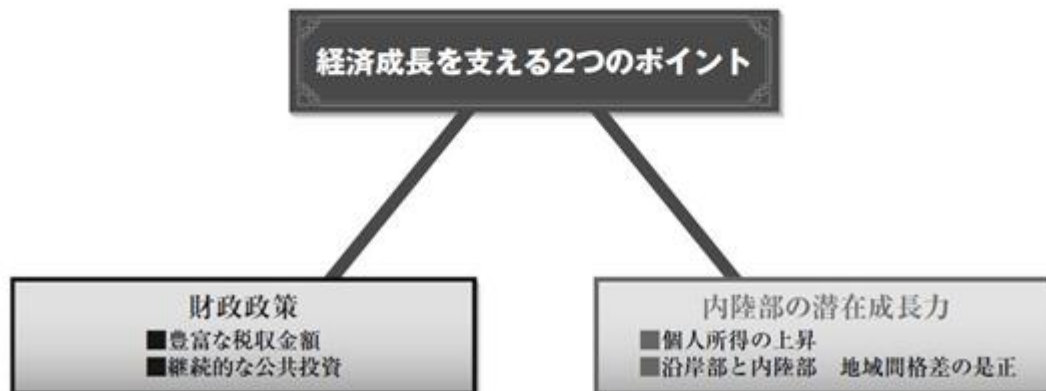
- ハイフートン・インベストメント・マネジメント（以下「ハイフートン」ともいいます）は、外資系資産運用会社として長い経験を有し、これまで数々の高い評価を受けています。
- 独自のファンダメンタルズ分析に基づくボトムアップ手法により、持続的な成長が期待できる銘柄に投資を行います。
- 特に中国政府により発表された景気刺激策に恩恵を受ける内需・インフラ関連企業にも着目します。

投資環境に重大な変化が生じた場合やその他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少、当ファンドが実質的に一部投資を行う中国 A 株が規制を受けている QFII 制度上の回金制約等）等により、投資対象への投資を大幅に縮小または変更する場合があります。また資金動向及び市況動向等によっては、上記のような運用を行えない場合があります。

（特色1）中国経済について

豊富な税収を背景に継続的な公共投資を行っており、2011年の中国財政収入は10兆3,740億元（約127兆円^{※1}）でした。インフレは収束に向かい、中国人民銀行は預金準備率の引き下げに踏み切りました。

※1 出所：ブルームバーグ、2011年12月末現在の為替レートにて換算



（特色2）中国A株とQFII（適格国外機関投資家）制度について

中国国外の投資家にとっての中国A株市場はQFII制度を通じて投資可能であるため希少な投資対象です。

QFII制度とは？

中国では経済発展とともに外資導入が議論され、適格国外機関投資家（QFII:Qualified Foreign Institutional Investors）による国内証券市場への投資を解禁する規定が2002年12月に施行されました。これにより外国人投資家はQFIIを通じて中国国内の証券市場へ投資できるようになりました。



BNPパリバ フレキシィⅢ エクイティ チャイナ A セレクティッドの運用プロセス

投資助言を行うハイフトン・インベストメント・マネジメントは中国現地における確立された運用体制・プロセスに基づき銘柄選定を行います。



※上記の体制等は、2012年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ファンドの関係会社

当ファンドの主要投資対象である外国投資信託証券「BNPパリバ フレキシィⅢ エクイティ チャイナ A セレクティッド」を運用するBNPパリバ インベストメント・パートナーズと投資助言を行うハイフトン・インベストメント・マネジメントのご紹介です。

BNPパリバ インベストメント・パートナーズについて



- BNPパリバ インベストメント・パートナーズはフランス大手金融機関であるBNPパリバの資産運用会社。
(2010年4月1日、フォルティス・インベストメンツと事業を統合)
- 世界43か国に進出し、グローバルにビジネス展開。
(2012年6月末現在)
- 資産運用残高5,020億ユーロ(約50.7兆円、2012年6月末現在)
- 従業員数約3,400人(2012年6月末現在)

中国運用拠点：ハイフトン・インベストメント・マネジメントについて



- 中国大手の証券会社「ハイトン証券」とグローバルに展開する運用会社「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ」との合弁運用会社。
- 2003年4月に設立。中国で初期に認可を受けた外資系合弁の資産運用会社。
- 上海拠点。社員数203人、資産運用残高約9,842億円。
(2012年6月末現在)
- 2004年QFII向けファンドの運用開始。

※上記の体制等は、記載日現在のものであり、今後変更となる場合があります。
※資産運用残高は、記載日現在の為替レートにて換算（出所：ブルームバーグ）

「日興フォルティス 中国A株ファンド」の主要投資対象の投資信託証券の概要
外国投資信託証券 BNPパリバ フレキシィ エクイティ チャイナ A セレクティッド

| | |
|-----------|--|
| 現地ファンド名 | BNP PARIBAS FLEXI Equity China A Selected (BNPパリバ フレキシィ エクイティ チャイナ A セレクティッド) |
| 形態 / 表示通貨 | ルクセンブルク籍外国投資法人（特定投資ファンドSICAV-SIF） / 円建て |

| | |
|----------------|---|
| 運用の基本方針 | 世界経済を牽引する役割を担う中国経済の発展に関連して成長が期待できる中国企業の人民元建て株式（中国A株）を実質的な投資対象とします。 中国のQFII（適格国外機関投資家）制度を活用し、中国国外投資家にとって希少性の高い中国A株に投資を行い、高水準の信託財産の成長を目標とします。 |
| 主な投資対象 | 中国企業の人民元建て株式（中国A株） |
| 主な投資制限 | 有価証券の空売りは行いません。 純資産額の10%を超えて借入れを行いません。（ただし、合併等により一時的に10%を超える場合を除きます。） 投資家の保護に欠け、もしくは資産の適正な運用を害する取引は行いません。 ファンドによる有価証券の元引き受けもしくは引き受けは行いません。 デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。 |
| ファンドの休業日 | ルクセンブルクの銀行休業日、上海証券取引所もしくは深セン証券取引所の休業日 |
| 信託報酬等 | ファンドの純資産額に年率1.5450%（税抜）を乗じて得た額とします。 上記にはファンドの運用報酬、管理費用等が含まれます。また、上記以外に、その他の費用・手数料として、組入有価証券等の売買委託手数料、ファンドに関する租税、監査の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を表示することができません。 |
| 申込・解約手数料 | 申込・解約手数料はありません。 ただし、ファンドの取締役会の決議により、信託財産留保額に相当する額を徴収する場合があります。 |
| 管理事務代行会社 | BNP Paribas Investment Partners Luxembourg S.A. （BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルク エス・エイ） ファンドの事務管理等を行います。 |
| 投資顧問会社 | BNP Paribas Investment Partners Asia Limited （BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・アジア・リミテッド） ファンドの運用業務を行います。 |
| 副投資顧問会社 | HFT Investment Management (HK) Limited （ハイフトン・インベストメント・マネジメント（ホンコン）リミテッド） 投資顧問会社から運用の指図に関する権限の委託を受けてファンドの運用業務を行います。 |
| 投資助言会社 | HFT Investment Management Company Limited （ハイフトン・インベストメント・マネジメント カンパニー・リミテッド） ファンドの投資運用に関する助言を行います。 |
| 保管銀行兼副管理事務代行会社 | BNP Paribas Securities Services, Luxembourg branch （BNPパリバ セキュリティーズ・サービスズ ルクセンブルク支店） ファンドの資産の保管業務、管理事務代行会社からの委託を受けて、ファンドの会計、純資産価格の計算、その他の事務手続きを行います。 |

追加型証券投資信託 フォルティス日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）

| | |
|-----------|---|
| 形態 / 商品分類 | 契約型証券投資信託（内国） / 追加型投信 / 国内 / 債券 |
| 運用の基本方針 | 運用にあたっては、決算時の元本の安定性に最大限配慮しつつ、金利水準、想定されるポートフォリオのインカム収入等を基に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。 |
| 主な投資対象 | 円建ての短期公社債 |
| 主な投資制限 | 外貨建資産への投資は行いません。 株式への投資は、信託財産の総額の10%以下とします。 |
| 信託期間 | 設定日（2008年4月24日）より無期限 |
| 信託報酬等 | ファンドの純資産総額に年率0.21%（税抜0.20%）を乗じて得た額とします。 |

| | |
|----------|---|
| その他手数料等 | ファンドの組入有価証券等の売買にかかる手数料、先物・オプション取引に要する費用、その他の金融商品取引に要する費用等、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合の当該借入金の利息等ならびに当該各費用に係る消費税等相当額は間接的に信託財産より負担します。 |
| 分配方針 | 分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とし、分配金額は委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。 |
| 申込・解約手数料 | 申込・解約手数料はありません。 |
| 運用会社 | BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社 |

上記の内容は、平成24年6月末現在のものであり、今後変更になる場合があります。

上記ファンドは、社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズの組入投資信託証券の要件を満たしております。

（２）【ファンドの沿革】

平成21年5月15日 関東財務局長に対して有価証券届出書提出

平成21年6月19日 ファンドの信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

平成22年7月1日 当ファンドを委託会社とした証券投資信託委託業に係る業務をフォルティス・アセットマネジメント株式会社からビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社（承継後の新社名：BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社）に承継

（３）【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券に投資するファンドをいいます。

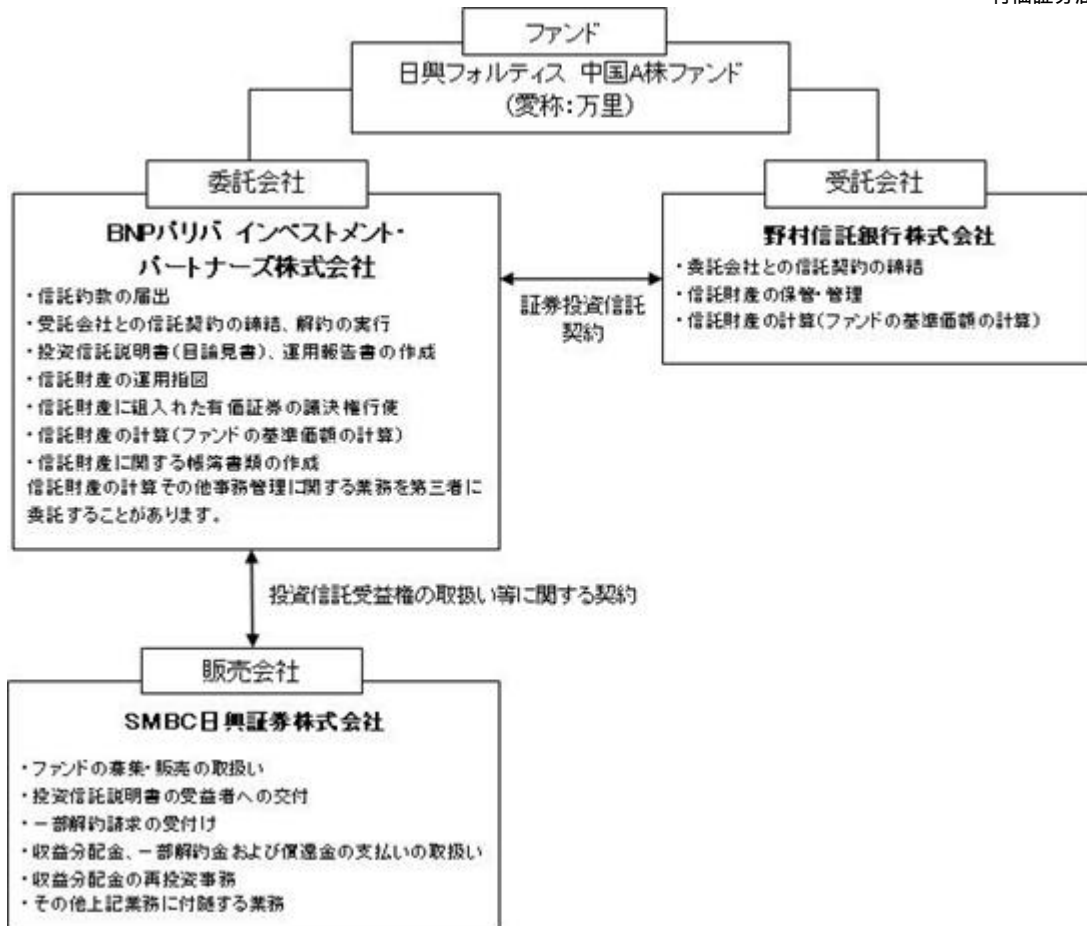
当ファンドは、BNPパリバ インベストメント・パートナーズが運用するルクセンブルク籍外国投資信託証券「BNPパリバ フレキシィⅢ エクイティ チャイナ A セレクティッド」及び「フォルティス日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」に投資するファンド・オブ・ファンズです。

■原則として「BNPパリバ フレキシィⅢ エクイティ チャイナ A セレクティッド」への投資比率を可能な限り高位に保ちます。

■実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。



b. ファンドの関係法人及び委託会社が関係法人と締結している契約等の概要



ファンドの関係法人

| 名称 | 関係業務の内容 |
|--|--|
| 《委託会社》 BNPパリバ インベストメント・ パートナーズ株式会社 | 当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。 |
| 《受託会社》 野村信託銀行株式会社 | 当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部を委託することができます。 |
| 《販売会社》 S M B C 日興証券株式会社 | 当ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付け、収益分配金、一部解約金及び償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資事務等を行います。 |

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

* 証券投資信託契約

委託会社と受託会社の間で結ばれる契約で、運用に関する事項、委託会社及び受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。

* 投資信託受益権の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間で結ばれる契約で、販売会社の募集・販売の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

c. 委託会社の概況（平成24年7月末現在）

資本金 4億5,000万円

沿革

平成10年11月9日 会社設立

平成10年11月30日 証券投資信託委託業の免許取得

平成11年2月26日 証券投資顧問業の登録

平成12年6月20日 投資一任契約業務の認可取得

平成12年8月1日 パリバ投資顧問株式会社の営業の全部を譲り受ける

平成12年8月1日 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社に社名変更

平成22年7月1日 フォルティス・アセットマネジメント株式会社と合併

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社として「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社」へ社名変更

大株主の状況

| 株主名 | 住所 | 所有株数 | 所有比率 |
|---|------------------------------------|--------|------|
| BNP Paribas Investment Partners S.A. ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ | フランス共和国、 パリ75009、 ブルヴァーオスマン1 | 9,000株 | 100% |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a.運用方針

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

b.投資態度

主として、「BNP PARIBAS FLEXI Equity China A Selected」及び「フォルティス日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」の投資信託証券に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

原則として「BNP PARIBAS FLEXI Equity China A Selected」への投資比率を可能な限り高位に保ちます。

なお、資金動向、市況動向に急激な変化が生じた場合等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

a.投資の対象とする資産の種類

1.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ.有価証券

ロ.デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第19条、第20条および第21条に定めるものに限り、）

ハ.金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ.約束手形（イに掲げるものを除きます。）

2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

b.委託会社は、信託金を主として「BNP PARIBAS FLEXI Equity China A Selected」「フォルティス日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」に投資を行うほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限り、）に投資することを指図します。

1.コマーシャル・ペーパー及び短期社債等

2.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

3.国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

4.証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号に定めるものをいいます。）

5.投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号に定めるものをいいます。）

6.外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

7.預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

8.外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、3の証券を以下「公社債」といい、4の証券および5の証券を以下「投資信託証券」といいます。

c.委託会社は、信託金を、bに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1.預金

2.指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3.コール・ローン

4.手形割引市場において売買される手形

5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6.外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

d.bの規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、cに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

当社は、多様な運用スタイル、投資対象を有する商品を高い専門性を発揮して提供するため、「組織運用制」と「ファンドマネージャー制」を採用しています。

意思決定プロセス

運用部門が、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

上記の分析結果をふまえ、運用部門において、運用の投資方針を策定します。

ファンドマネージャーは、上記方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。

運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理及び投資行動のチェックは、パフォーマンス評価委員会及び投資運用委員会で行われます。これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

委託会社の運用体制

・運用部門（７名）

マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

・トレーディング部門（２名）

運用部門からの指示に基づき、発注業務を行います。

・パフォーマンス評価及び投資運用委員会（９名）

原則として月１回及び随時に開催し、運用パフォーマンスの評価、投資運用や運用ガイドライン遵守等の状況についての報告が行われます。また必要に応じて投資運用に関する対応を図ります。

・内部管理委員会（８名）

原則として月１回開催し、法令諸規則や社内規則の遵守状況に関連する事項のレビュー等を行い、業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実施に資する対応を図ります。

・法務・コンプライアンス及びリスク管理部門（６名）

取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視及び定期的な確認、法令及びコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、受託会社等につき、内部統制の整備及び運用状況についての報告書を受け取っております。

運用体制等は平成24年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

BNPパリバグループの概要（平成24年7月末現在）

| |
|---|
| <p>BNPパリバグループ BNPパリバグループは欧州を本拠とする世界有数の金融グループです。世界80ヶ国に約200,000人の従業員を擁し、コーポレートバンキング・投資銀行業務、資産運用業務、ならびにリテール銀行業務という3つの主要事業分野それぞれにおいてキープレーヤーとしての地位を占めています。欧州ではフランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクがリテール銀行業務の母国市場と位置づけられます。地中海沿岸全域及び東欧において総合的なリテール銀行業務を展開するとともに、米国西海岸にも広範な拠点網を有します。欧州でトップグループの地位を確立しているコーポレートバンキング・投資銀行業務ならびに資産運用業務は、米国、アジアにおいても着実に拡大を続けています。日本国内においても約800名のスペシャリストが、証券・投資銀行業務、法人向け銀行業務、資産運用業務、生命保険・損害保険業務等、各法人において多岐にわたる業務を展開しています。</p> <p>BNPパリバ インベストメント・パートナーズ BNPパリバ インベストメント・パートナーズはBNPパリバグループの資産運用部門として、世界の金融機関や個人投資家向けに様々な資産運用サービスを提供しています。800人を超える各資産クラス向けのサービスと商品に精通した運用担当者が、世界中の60の運用拠点によるネットワークを用いて、お客様とのパートナーシップを第一のコンセプトとした専門性の高いサービスを展開しています。</p> |
|---|

（４）【分配方針】

毎計算期末（毎年6月10日、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が運用実績、基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

（５）【投資制限】

< 信託約款で定める主な投資制限 >

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産（外貨建資産を組入れ可能な投資信託証券を除きます。）への投資は行いません。

株式への直接投資は行いません。

< 先物取引等の運用指図・目的・範囲 >

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとし（以下同じ。）、

委託会社は、信託財産に属する資産の効果的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所等における金利に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所等におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

< スワップ取引の運用指図、目的及び範囲 >

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとし、但し、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとし、

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとし、

< 金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図、目的及び範囲 >

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとし、但し、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとし、なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとし、

金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとし、

委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとし、

上記の「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約

定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

< 有価証券の貸付の指図および範囲 >

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えない範囲内で貸し付けることの指図をすることができるものとします。

上記 項に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

< 公社債の借入れ >

委託会社は、信託財産の効果的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

上記 の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

上記 の借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支弁します。

< 資金の借入れ >

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

a. ファンドのリスク特性

当ファンドは、主に投資信託証券に投資を行い、主要投資対象とする外国投資信託証券は、主に株式など値動きのある証券（外貨建証券は為替変動リスクもあります。）を実質投資対象としているため、基準価額は変動します。特に投資する新興国の株式は、先進国に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

| | |
|---------|---|
| 株価変動リスク | 一般的に株式の価格は、国内外の政治、経済、社会情勢、株式等の発行企業の経営状況等、株式市場の需給の変化により、下落することがあります。また、当ファンドが実質的に投資する中国の株式市場は、日本や欧米その他OECD加盟国の株式市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向があると考えられます。 |
|---------|---|

| | |
|----------|---|
| 為替変動リスク | ファンドの主要投資対象とする外国投資信託証券では中国A株を実質的に保有することから、当該中国人民元の通貨と円との為替相場変動の影響を受け、損失が生じることがあります。当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。当ファンドは、実質組入対象の外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。 |
| 信用リスク | ファンドが実質投資している有価証券等に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券等の価値が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクが高いものになると想定されます。 |
| カントリーリスク | 中国の経済状況は、日本や欧米その他OECD加盟国に比較して脆弱である可能性があります。インフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが株式市場や為替市場に及ぼす影響は、相対的に大きいものになることが予想されます。将来、政治・経済・社会情勢、政府政策の変化、海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入される可能性があり、その結果、株式市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性が想定されます。また、情報の開示などの基準が先進諸国とは異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない場合があります。 |
| 金利変動リスク | 一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。当ファンドは主要投資対象の外国投資信託証券の他、国内建ての投資信託証券を通じて短期国債に実質投資しますので、金利の変動により、当ファンドの基準価額は変動します。 |

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

< その他の留意点 >

換金に適用される基準価額に関わる留意点

当ファンドの換金は、毎月1日から換金申込締切日（原則毎月10日とし、販売会社の休業日、ルクセンブルクの銀行休業日、上海証券取引所もしくは深セン証券取引所の休業日の場合は翌営業日とします。）までの申込受付に基づき、月1回の特定日（原則換金申込締切日の翌営業日）の翌営業日の基準価額で換金金額が決定されます。換金のお申込日から特定日の翌営業日まで一定の期間を要するため、お申込日の基準価額と換金に適用される基準価額が大きく異なる場合があります。換金のお申込受付期間を過ぎた換金申込の取消しは、原則としてできません。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

解約申込みに伴うファンドの資金流出に伴った基準価額変動のリスク

解約資金を手当てするために、保有有価証券等を売却した場合に取引執行コスト等がかかり、ファンドの基準価額の下落の要因が発生します。また売却の際の市場動向や取引量の状況等によっては基準価額が大きく変動する可能性があります。

システムリスク・市場リスクなどに関する留意点

証券市場は、国際的な経済事情の急変または予測が不可能な天災地変、経済事情の変化、テロ行為等、コンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により市場の閉鎖や急激な市況変動が起こることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に取得・換金ができなくなることもあります。

< 日興フォルティス 中国A株ファンドに関する留意点 >

中国では平成24年7月末現在、内外資本取引に係る規制を実施しております。中国A株への外国人による投資については、適格国外機関投資家（QFII）制度に基づき、一定の適格要件を満たし、中国の国内証券市場への投資については、中国証券監督管理委員会（CSRC）の認定を受けた運用会社、保険会社、証券会社、商業銀行等の機関投資家が国家外貨管理局（SAFE）で認められた投資限度額の範囲内において投資が可能となっております。日興フォルティス 中国A株ファンドでは主要投資対象である「BNPパリバ フレキシィ エクイティ チャイナ A セレクティッド」の管理事務代行会社である「BNP Paribas Investment Partners Luxembourg S.A.（BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルク エス・エイ）」が同社の利害関係人等（当該管理事務代行会社の総株

主の議決権の過半数を所有していることその他の当該管理事務代行会社と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいいます。)であり、平成16年10月11日付でQFIIとしてCSRCより認可を受けたFortis Banque S.A. / N.V. (フォルティス銀行ベルギー)に認められている投資限度額の範囲内で、中国A株に投資を行います。(投資顧問会社である「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・アジア・リミテッド」が行う投資を含みます。)

中国証券制度上の制約等から、当ファンドの主要投資対象である「BNPパリバ フレキシリー エクイティ チャイナ A セレクティッド」(以下「当該外国投資信託証券」といいます。)に対する換金に伴う支払い資金に不足が生ずる事態が予想される場合等には、委託会社の判断で、ファンドの換金のお申込みの受付を中止すること及び既に受付した換金のお申込みの受付を取消することがあります。また、当該外国投資信託証券の外国投資法人の取締役会は、当該外国投資信託証券の買付けのお申込みを拒絶する権利を有します。さらに、当該外国投資法人の取締役会は、一定の事由により、当該外国投資信託証券の発行(設定)及び払戻し(解約)を一時的に中断する権限及び、純資産価格の計算を一時的に中断する権利を有します。当該外国投資法人がこれらの権利を行使する場合には、委託会社の判断でファンドの購入、換金のお申込みの各受付を中止すること、及び既に受付した購入、換金のお申込みの各受付を取消す場合があります。

ファンドは、取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少、当ファンドが実質的に一部投資を行う中国A株が規制を受けているQFII制度上の回金制約等)等により、委託会社の判断でファンドの購入、換金のお申込みの各受付を中止すること、及び既に受付した購入、換金のお申込みを取消す場合があります。

主要投資対象である当該外国投資信託証券(当該外国投資法人)が存続しないこととなる場合、当該外国投資信託証券が償還になる場合があります。当該外国投資信託証券の償還により、当ファンドは償還する場合があります。

< 中国A株のリスク及び留意事項について >

< 税制リスク >

当ファンドが主要投資対象とする当該外国投資信託証券への投資に際しては、中国政府による非居住者に適用される税制政策に起因するリスクを伴います。中国国内において恒久的施設を有さない適格外国機関投資家(QFII)により得られたキャピタルゲインに対する課税は現在実施されておりません。しかしながら、中国政府による税制等の変更による遡及的効果を伴ったキャピタルゲインに対する課税の可能性を考慮し、当該外国投資信託証券において保有有価証券を譲渡することにより得られたキャピタルゲインの10%を税金相当額として引き当てております。尚、関連する税制リスクについては継続的に調査し、今後必要となる引当等については適宜実施されることとなります。

株式配当金、利息収入及びその他の収入に関しては、現行の適用税率に基づき源泉徴収が実施されており、当該外国投資信託証券の資産価格の算出に際しての引当の実施は行っておりません。(上記は平成24年6月の当該外国投資信託証券の目論見書の情報に基づくものです。)

< 関係法令に係るリスク >

中国の関係法令は近年制定されたものが多く、その解釈が必ずしも安定していません。

証券市場を取り巻く制度及び制約

- ・中国の証券市場及び証券投資に関する枠組み(決済システムなど市場インフラを含みます。)には、様々な制限及び制約があります。これらの制限及び制約は、大部分が中国証券監督管理委員会(CSRC)及び国家外貨管理局(SAFE)の裁量によって行われます。
- ・中国の証券市場に対して種々の規制の緊急導入や、あるいは政策の変更などによる新たな規制が設けられた場合には、投資対象市場が著しい悪影響を被る可能性があります。

< 回金遅延リスク >

国家外貨管理局(SAFE)の裁量による、中国の外貨収支残高状況等を理由とした政策の変更等により、海外からの投資規制や海外への送金規制など、円と中国人民元との交換が停止となる場合があります。予定している信託財産の回金が行えない可能性があります。すなわち、有価証券の売却や売却代金の回金の遅延等に伴い、ファンドにおいて換金代金等の支払いが遅延することがあります。

上記は中国A株が持つ全てのリスク要因を網羅したのではなく、これら以外のリスクも存在します。

QFII(適格国外機関投資家) : Qualified Foreign Institutional Investors

< QFII制度について >

QFII制度は、一定の条件を満たし、CSRC（China Securities Regulatory Commission：中国証券監督管理委員会）の許可を受けた海外の金融機関について、従来は認められていなかった中国証券市場への投資を認める制度で、平成14年12月に施行されました。

中国A株は、中国国外投資家にとってはQFII制度を通じて投資可能であるため希少な投資対象です。

CSRC(中国証券監督管理委員会) : China Securities Regulatory Commission

SAFE(国家外貨管理局) : State Administration of Foreign Exchange

< 投資信託についての一般的な留意事項 >

市場の急変時等には、信託約款の「投資方針」に従った運用ができない場合があります。

ファンドの分配金は、信託約款の「分配方針」にもとづいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

投資信託は預金または金融債ではありません。

投資信託は保険契約ではありません。

投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。

投資信託は元本及び利息を保証する商品ではありません。

投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。（販売会社は販売の窓口となります。）

投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うこととなります。

< 法令、税法、会計基準等の変更可能性に係る留意点 >

当ファンドに関連する法令、税法、会計基準等は今後変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合もあります。

b. 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドが適切に運用されているかどうかを運用部門及びプロダクト部門においてモニタリングを行います。運用部門におけるリスク管理に加えて、インベストメント・リスク管理部が、ポートフォリオの市場リスク、信用リスクなどのインベストメント・リスクを管理します。インベストメント・リスク管理部は、運用部門からは完全に独立した組織として、グループ内において、コンプライアンス、パーマネントコントロール及びリスク統括部門に属しております。インベストメント・リスク管理部は、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、カウンターパーティーリスク、モデルリスクなどのインベストメント・リスクの管理と、インベストメント・コンプライアンスに関する業務をカバーしています。業務部門は日々のトレード、約定、決済など、事務面での監視を実施します。また、法務・コンプライアンス部門においては法令・諸規則、信託約款などの遵守についてのモニタリングを実施します。更に、パフォーマンス評価及び投資運用委員会、内部管理委員会により定期的にチェックを行い、投資リスクの管理体制を強化しています。

パフォーマンス評価及び投資運用委員会

| | |
|-----------|--|
| 構成メンバー | CEO、運用各部門の代表者、業務部門の代表者、インベストメント・リスク管理部門の代表者、マーケティング部門の各代表者、監査役 |
| 所管業務 | 運用ファンドに対する運用成績の評価と問題点の把握、市場リスク、信用リスク、流動性リスクの検証 |
| 権限 / 責任範囲 | 運用成績改善要請、所管部門に対する問題点の是正勧告 |

内部管理委員会

| | |
|-----------|---|
| 構成メンバー | 法務・コンプライアンス部門の代表者、CEO、COO、インベストメント・リスク管理部門の代表者、運用部門の代表者、業務部門の代表者、内部監査部門の代表者、監査役 |
| 所管業務 | 業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実行・改善 |
| 権限 / 責任範囲 | 上記所管業務に関する問題点の討議及び所管部門に対する調整 |

上記の内容は平成24年7月末現在であり、委託会社の組織変更等により今後変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675%（税抜3.5%）を上限に販売会社が定めた料率を

乗じて得た額とします。

当該申込手数料にかかる消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が含まれています。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

販売会社の申込手数料率に変更になった場合には上限の率も変更になる場合があります。分配金を再投資されるコースで収益分配金を再投資する場合は無手数料となります。

（２）【換金（解約）手数料】

解約手数料

解約手数料はありません。

信託財産留保額

特定日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じて得た額とします。

信託財産留保額とは、信託期間の途中で解約される場合に、投資信託の運用の安定性を高めるのと同時に長期にお持ちになる受益者との公平性を確保するために信託財産中に留保されるものです。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、約款に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.924%（税抜0.88%）を乗じて得た額とします。その配分は以下の通りです。

| 信託報酬の総額 | | 年率 0.9240% （税抜 0.880%） |
|---------|------|------------------------|
| 配 分 | 委託会社 | 年率 0.0525% （税抜 0.050%） |
| | 販売会社 | 年率 0.8400% （税抜 0.800%） |
| | 受託会社 | 年率 0.0315% （税抜 0.030%） |

上記の他、当ファンドの主要投資対象である投資信託証券について、下記の管理運用報酬等がかかります。（平成24年7月末現在）

| 主要投資対象の投資信託証券 | 管理運用報酬等 |
|---|-------------------|
| BNP PARIBAS FLEXI Equity China A Selected | 年率 1.5450%（税抜） |
| フォルティス日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定) | 年率 0.21%（税抜0.20%） |

上記信託報酬に当ファンドの主要投資対象である投資信託証券に係る管理運用報酬を加えた概算値は年率2.469%程度（税込）です。（平成24年7月末現在）

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

売買・保管等に要する費用

ファンドの組入有価証券等の売買に係る売買手数料、先物・オプション取引に要する費用、その他の金融商品取引に要する費用等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

諸経費

受託会社の立て替えた立替金の利息、ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合の当該借入金の利息、信託財産に関する租税等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

諸費用

信託財産の財務諸表の監査に要する費用、有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の作成・印刷費用、信託事務の処理に要する諸費用（各費用に係る消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。当該諸費用は、あらかじめ合理的に見積もったうえで、実際または予想される金額を上限として、信託財産よりご負担いただきます。ただし、委託会社は信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直して、これを変更することができます。

かかる諸費用は、信託財産の計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに、ファンド中から支弁されます。

その他の手数料等は、定時または随時に見直されるものや、運用資産の状況等により異なるものであるため、事前に料率・上限額等を表示することができません。

上記（１）から（４）までの手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります（平成24年7月末現在）。詳しくは、販売会社にお問合わせください。

なお、今後、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

個人の受益者に対する課税

収益分配金について

収益分配金（普通分配金）に対する源泉徴収税率は原則、20%（所得税15%、地方税5%）となります。

ただし、平成25年12月31日までは、租税特別措置法に基づく源泉徴収税率の特例措置として、軽減税率10%（所得税7%、地方税3%）が源泉徴収されます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日の25年間は、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

| 平成24年12月31日まで | 平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで | 平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで |
|----------------------|------------------------------|-------------------------------|
| 10% （所得税7%、地方税3%） | 10.147% （所得税7.147%、地方税3%） | 20.315% （所得税15.315%、地方税5%） |

* 源泉徴収により申告不要制度が適用されますが、確定申告を行い総合課税または申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合には、上場株式等の譲渡損との通算を行うことができます。また、通算してもなお控除しきれない損失の金額は翌年以降3年間にわたり、確定申告により株式等に係る譲渡所得に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額から繰越控除することができます。なお、総合課税、申告分離課税の選択については、その選択により所得金額及び税額が不利になる可能性もありますので、詳細につきましては税務専門家に確認して頂くことをお勧め致します。

* 源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合、その口座内において配当等の額から上場株式等の譲渡損失の金額を控除した金額に対して所得税、地方税の額が計算されます（確定申告不要）。

一部解約金、償還金について

解約価額または償還価額から取得に要した金額（申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）に、20%（所得税15%、地方税5%）の申告分離課税が適用されます。

ただし、平成25年12月31日までは、租税特別措置法に基づく譲渡所得に対する税率の特例措置として、軽減税率10%（所得税7%、地方税3%）の申告分離課税が適用されます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日の25年間は、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

| 平成24年12月31日まで | 平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで | 平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで |
|----------------------|------------------------------|-------------------------------|
| 10% （所得税7%、地方税3%） | 10.147% （所得税7.147%、地方税3%） | 20.315% （所得税15.315%、地方税5%） |

* 一部解約金及び償還金については、上場株式等の譲渡所得等の収入金額として取り扱われ、上場株式等の譲渡所得等の損失が生じた場合には、上場株式等に係る配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金、配当金に限りま）と損益通算を行うことができます。

* 源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合、その口座内において配当等の額から上場株式等の譲渡損失の金額を控除した金額に対して所得税、地方税の額が計算されます（確定申告不要）。

配当控除の適用はありません。

法人の受益者に対する課税

収益分配金について

収益分配金（普通分配金）に対する源泉徴収税率は原則、15%（所得税）となります。

ただし、平成25年12月31日までは、租税特別措置法に基づく源泉徴収税率の特例措置として、軽減税率7%（所得税）が源泉徴収されます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日の25年間は、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

| 平成24年12月31日まで | 平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで | 平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで |
|---------------|------------------------------|------------------------------|
| 7%（所得税） | 7.147%（所得税） | 15.315%（所得税） |

一部解約金、償還金について

解約価額または償還価額の個別元本超過額に対する源泉徴収税率は原則、15%（所得税）となりま

す。

ただし、平成25年12月31日までは、租税特別措置法に基づく譲渡所得に対する税率の特例措置として、軽減税率7%（所得税）が源泉徴収されます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日の25年間は、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。

各期間の税率は、以下の通りです。

| 平成24年12月31日まで | 平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで | 平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで |
|---------------|------------------------------|------------------------------|
| 7%（所得税） | 7.147%（所得税） | 15.315%（所得税） |

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除される場合があります。

受取配当等益金不算入制度の適用はありません。

< 個別元本について >

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合などにより算出方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせください。

< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託における収益分配金には、課税扱いになる「普通分配金」と非課税扱いになる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。受益者が収益分配金を受け取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

買取につきましては、販売会社にお問合わせください。

詳細につきましては、税務専門家に確認していただくことをお勧めいたします。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

平成24年7月末現在

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計（円） | 投資比率（%） |
|---------------------|---------|----------------|---------|
| 投資信託受益証券 | 日本 | 69,832,536 | 0.38 |
| 投資証券 | ルクセンブルク | 18,033,341,376 | 98.87 |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | | 136,302,756 | 0.75 |
| 合計（純資産総額） | | 18,239,476,668 | 100.00 |

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注2）投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(評価額上位銘柄)

平成24年7月末現在

| 順位 | 国/ 地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量(口) | 簿価単価 簿価金額 (円) | 評価単価 評価金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|----------|--------------|--|------------|-------------------------|-------------------------|-----------------|
| 1 | ルクセンブルク | 投資証券 | BNP PARIBAS FLEXI Equity China A Selected | 2,654,304 | 7,495 19,894,008,480 | 6,794 18,033,341,376 | 98.87 |
| 2 | 日本 | 投資信託 受益証券 | フォルティス日本短期債券ファン ド(適格機関投資家限定) | 69,776,715 | 1.0009 69,839,514 | 1.0008 69,832,536 | 0.38 |

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

(種類別の投資比率)

平成24年7月末現在

| 種類 | 国内/外国 | 投資比率(%) |
|----------|-------|---------|
| 投資信託受益証券 | 国内 | 0.38 |
| 投資証券 | 外国 | 98.87 |

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成23年7月末から平成24年7月末における各月末日ならびに各計算期間末日の純資産の推移は以下のとおりです。

| 年月日 | 純資産総額(百万円) | | 基準価額(円) | | |
|-----|--------------|--------|---------|-------|-------|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) | |
| 第1期 | (平成22年6月10日) | 61,696 | 61,696 | 8,808 | 8,808 |
| 第2期 | (平成23年6月10日) | 35,406 | 35,406 | 8,335 | 8,335 |
| 第3期 | (平成24年6月11日) | 21,039 | 21,039 | 7,317 | 7,317 |
| | 平成23年7月末日 | 33,753 | - | 8,564 | - |
| | 平成23年8月末日 | 31,395 | - | 8,244 | - |
| | 平成23年9月末日 | 26,234 | - | 7,273 | - |
| | 平成23年10月末日 | 26,436 | - | 7,504 | - |
| | 平成23年11月末日 | 25,030 | - | 7,396 | - |
| | 平成23年12月末日 | 21,494 | - | 6,632 | - |
| | 平成24年1月末日 | 21,869 | - | 6,908 | - |
| | 平成24年2月末日 | 24,640 | - | 7,920 | - |
| | 平成24年3月末日 | 22,940 | - | 7,491 | - |
| | 平成24年4月末日 | 22,943 | - | 7,853 | - |
| | 平成24年5月末日 | 22,112 | - | 7,691 | - |
| | 平成24年6月末日 | 20,052 | - | 7,075 | - |
| | 平成24年7月末日 | 18,239 | - | 6,632 | - |

(注) 上記の基準価額は、1万口当たりの純資産額です。

【分配の推移】

| | 1万口当たりの分配金（円） |
|---------|---------------|
| 第1期計算期末 | - |
| 第2期計算期末 | - |
| 第3期計算期末 | - |

【収益率の推移】

| | | 収益率（％） |
|-----|--------------|--------|
| 第1期 | （平成22年6月10日） | 11.9 |
| 第2期 | （平成23年6月10日） | 5.4 |
| 第3期 | （平成24年6月11日） | 12.2 |

（注）各計算期間の収益率とは、計算期間末日の分配付基準価額から前期末日分配落基準価額を控除した額を前期末日分配落基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

（4）【設定及び解約の実績】

当ファンドの設定日（平成21年6月19日）から第3期末（平成24年6月11日）までの販売及び一部解約の実績は次の通りです。

| | 設定口数 | 解約口数 |
|-----|----------------|----------------|
| 第1期 | 90,241,271,064 | 20,192,174,554 |
| 第2期 | 3,336,022,621 | 30,905,038,774 |
| 第3期 | 585,077,853 | 14,312,952,536 |

< 参考情報 > 運用実績（2012年7月31日現在）

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬控除後です。

| | |
|-------|--------|
| 基準価額 | 6,632円 |
| 純資産総額 | 182億円 |

※基準価額は1万口当たり

分配の推移

| | |
|---------|----|
| 2010年6月 | 0円 |
| 2011年6月 | 0円 |
| 2012年6月 | 0円 |
| 設定来累計 | 0円 |

※1万口当たり（税引前）

主要な資産の状況

■投資状況

| 資産の種類 | | 純資産比率(%) |
|---------------------|-------------------------------------|----------|
| 投資証券 | BNPパリバ フレキシィーⅢ エクイティ チャイナ A セレクティッド | 98.87 |
| 投資信託 受益証券 | フォルティス日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定) | 0.38 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 0.75 |
| 合計 | | 100.00 |

■組入上位10銘柄(組入銘柄数:41銘柄)

| 順位 | 銘柄 | 市場 | 業種 | 純資産比率(%) |
|----|------------|-----|------------|----------|
| 1 | 国電南端科技 | 上海 | 資本財・サービス | 4.46 |
| 2 | 遼寧成大 | 上海 | 一般消費財・サービス | 4.08 |
| 3 | 福耀玻璃 | 上海 | 一般消費財・サービス | 3.99 |
| 4 | 中国民生銀行 | 上海 | 金融 | 3.59 |
| 5 | 中遠重科 | 深セン | 資本財・サービス | 3.37 |
| 6 | 天士力製薬集団 | 上海 | ヘルスケア | 3.32 |
| 7 | 中国平安保険(集団) | 上海 | 金融 | 3.24 |
| 8 | 招商銀行 | 上海 | 金融 | 3.22 |
| 9 | 興業銀行 | 上海 | 金融 | 3.20 |
| 10 | 康美薬業 | 上海 | ヘルスケア | 3.15 |

※純資産比率は、ファンドの純資産総額に対する比率です。

※組入上位10銘柄、市場配分比率及び業種配分比率は、「BNPパリバ フレキシィーⅢ エクイティ チャイナ A セレクティッド」が保有する配分比率を反映した日興フォルティス 中国A株ファンド(愛称：万里)の実質の組入れ比率です。

※当該銘柄は当ファンドの説明のためのものであり、当社が取得申込みの勧誘を行うものではありません。

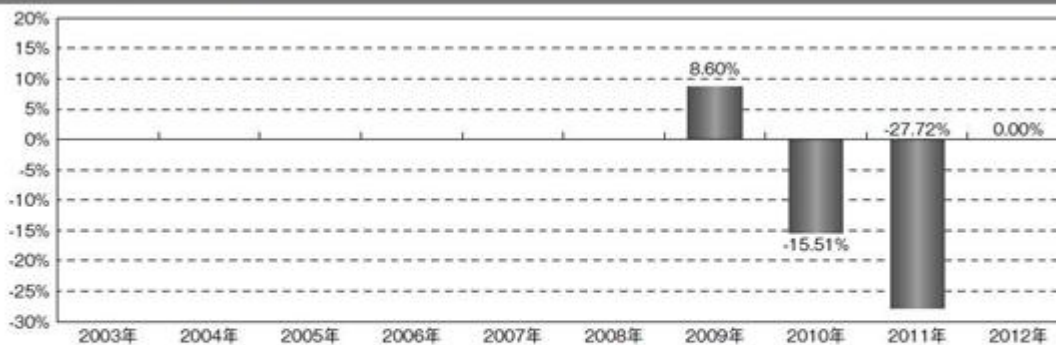
■市場配分比率

| 資産配分 | | | 純資産比率(%) |
|--------|-------|--------|----------|
| 市場 | | | |
| 株式 | 上海A株 | 59.46 | |
| | 深センA株 | 35.00 | |
| その他の資産 | | 5.54 | |
| 合計 | | 100.00 | |

■業種配分比率

| 業種 | 純資産比率(%) |
|------------|----------|
| 金融 | 28.82 |
| 資本財・サービス | 20.68 |
| 素材 | 12.41 |
| 一般消費財・サービス | 12.24 |
| 生活必需品 | 7.12 |
| ヘルスケア | 6.46 |
| エネルギー | 5.64 |
| 公益事業 | 1.09 |
| 情報技術 | 0.00 |
| 電気通信サービス | 0.00 |
| その他の資産 | 5.54 |
| 合計 | 100.00 |

年間収益率の推移



※設定日以降の収益率を暦年ベースで表示しております。2009年は設定日(2009年6月19日)から年末までの収益率、2012年は年初から7月末までの収益率です。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

※ファンドの運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

※運用実績は、別途月次等で適時開示しており、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法にてお申込みください。

お申込金額は、販売会社が定める日までにお支払いください。

分配金を再投資されるコースの場合には、お申込みの際に販売会社との間で「収益分配金再投資契約規定」（収益分配金の再投資を目的とする販売会社と取得申込者との契約約款で異なる名称のものを含みます。）に基づく契約を締結していただきます。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

お申込みの受付は、原則として毎営業日の午後3時までに行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分として取扱います。なお、午後3時を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。ただし、取得申込日がルクセンブルクの銀行休業日、上海証券取引所もしくは深セン証券取引所の休業日（以下「海外市場休業日」といいます。）の場合には、お申込みの受付は行いません。

お申込単位につきましては、販売会社にお問合わせください。

分配金を再投資されるコースで収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

お申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

お申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675%（税抜3.5%）を上限に販売会社が定めた料率を乗じて得た額とします。

当該申込手数料にかかる消費税等相当額が含まれています。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

販売会社の申込手数料率に変更になった場合には上限の率も変更になる場合があります。

分配金を再投資されるコースで収益分配金を再投資する場合は無手数料となります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、当ファンドの主要投資対象である各投資信託証券の解約または換金の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等または中国当局の規制等）があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること及びすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。また委託会社は投資対象国の株式市場等の流動性を勘案し、取得申込みの受付を制限することができます。

2【換金（解約）手続等】

解約のお申込みは、ご購入いただいた販売会社で、所定の方法にてお申込みください。

当ファンドの解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとし、

原則毎月1回の特定日に一部解約を行うことができます。一部解約請求の受付は、原則として、毎月1日から換金申込締切日（原則毎月10日とし、販売会社の休業日、海外市場休業日の場合は翌営業日とします。）までにご換金のお申込みを受付けた分に対して、換金申込締切日の翌営業日を当該月の特定日（販売会社の休業日、海外市場休業日の場合は翌営業日とします。）として行われます。買取によるご換金につきましては販売会社へお問い合わせください。

解約単位は、1万円以上1円単位または1口単位とします。

解約価額は、特定日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。なお、解約価額についてのお問合わせは、販売会社または委託会社までご連絡ください。

《委託会社へのお問い合わせ先》
 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
 電話番号：0120-996-222
 受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時
 ホームページ：<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

解約代金は、原則として特定日から起算して7営業日目から、お申込みの販売会社でお支払い致します。

ファンドの資金管理を円滑に行うため、委託会社の判断により一定の金額を超える大口の換金は制限を設ける場合があります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、当ファンドの主要投資対象である各投資信託証券の解約または換金の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等または中国当局の規制等）があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。

の規定により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記の規定に準じて算出した価額とします。

金融商品取引所等における取引の停止、当ファンドの主要投資対象である各投資信託証券の解約または換金の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等または中国当局の規制等）により、有価証券の売却（当ファンドの主要投資対象である各投資信託証券の解約または換金を含みます。）や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

a. 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。当ファンドでは便宜上1万口単位で示すことがあります。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

投資信託証券：原則として、外国投資信託証券については基準価額計算日の前日（前日が外国ファンドの営業日でない場合はとりうる直近）の純資産価格、国内投資信託については基準価額で日々評価します。

公社債等：原則として、基準価額計算日¹における以下のいずれかの価額で評価します²。

日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）

第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額

価格情報会社の提供する価額

1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

b. 基準価額の算出頻度と照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び委託会社が指定する販売会社で入手できます。基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞にも掲載されます。（掲載名「万里」）

《委託会社へのお問い合わせ先》
 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
 電話番号：0120-996-222
 受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時
 ホームページ：<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は設定日（平成21年6月19日）から平成31年5月30日までです。但し、(5)その他()ファンドの償還条件に該当した場合等には、信託期間の途中で信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年6月11日から翌年6月10日までとします。

ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とします。

(5) 【その他】

() 信託契約の解約

A 信託期間中に下記の ~ に該当した場合は、受託会社と合意のうえ信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

当ファンドを解約することが受益者のため有利であると認められた場合

信託契約の一部を解約することにより受益権の残存口数が当初設定口数の10分の1または30億口を下回ることとなった場合

その他やむを得ない事情が発生した場合

上記の場合において委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、上記の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドに係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

上記の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

上記 から までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドに係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

B 委託会社は、監督官庁より当ファンドの解約または信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させ、または信託約款を変更します。委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドを変更しようとするときは、後述()にしたがいます。

C 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドを解約し、信託を終了させます。前記の規定にかかわらず、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、後述() Cの書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

D 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は後述()の規定に従い新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。受託会社が辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

E 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドに関する事業を譲渡することがあります。委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドに関する事業を承継させることがあります。

() 信託約款の変更等

A 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他の信託との併合（投資信託及

び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は本項()に定める以外の方法によって変更することができないものとし、

- B 委託会社は、Aの事項(Aの変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- C Bの書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項Cにおいて同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- D Bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- E 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- F BからEまでの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- G AからFの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかると一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

() 償還金について

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。受益者が、支払開始日から10年間その支払いの請求をしないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

() 公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

() 信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

() 反対者の買取請求権

()に規定する信託契約の解約または()に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、()A または()Bに規定する書面に付記します。

() 運用報告書

委託会社は、法令の定めるところにより、毎計算期間終了時及び償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に交付します。

() 関係法人との契約更改

販売会社

「募集・販売の取り扱い等に関する契約書」(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。)の有効期間は、契約締結日から1年とし、契約満了日1ヵ月前までに委託会社または販売会社からの意思表示がないときは、自動的に1年間更新され、自動延長後も同様に取扱います。

4【受益者の権利等】

- (1) 当ファンドの信託契約締結当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、均等に分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
- (2) 収益分配金に対する権利
当ファンドの収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。分配金を再投資されるコースでのお申込みの場合には、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
受益者は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。
収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。
- (3) 償還金に対する権利
当ファンドの償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。
受益者が、信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。
償還金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。
- (4) 受益権の換金（解約）請求権
受益者は、自己に帰属する受益権について、解約することができます。権利行使の方法等については、前述の「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。
解約代金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。
- (5) 帳簿書類の閲覧権
受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧および謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間（平成23年6月11日から平成24年6月11日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【日興フォルティス 中国A株ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第2期 (平成23年6月10日現在) | 第3期 (平成24年6月11日現在) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 347,806,213 | 255,597,069 |
| 投資信託受益証券 | 69,916,268 | 69,839,514 |
| 投資証券 | 35,196,355,394 | 20,820,637,815 |
| 未収利息 | 476 | 350 |
| 流動資産合計 | 35,614,078,351 | 21,146,074,748 |
| 資産合計 | 35,614,078,351 | 21,146,074,748 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払受託者報酬 | 7,002,671 | 3,597,739 |
| 未払委託者報酬 | 198,408,899 | 101,935,792 |
| その他未払費用 | 1,943,147 | 1,182,646 |
| 流動負債合計 | 207,354,717 | 106,716,177 |
| 負債合計 | 207,354,717 | 106,716,177 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 1, 2 42,480,080,357 | 1, 2 28,752,205,674 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 3 7,073,356,723 | 3 7,712,847,103 |
| (分配準備積立金) | - | - |
| 元本等合計 | 35,406,723,634 | 21,039,358,571 |
| 純資産合計 | 35,406,723,634 | 21,039,358,571 |
| 負債純資産合計 | 35,614,078,351 | 21,146,074,748 |

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第 2 期 | 第 3 期 |
|---|----------------------------------|----------------------------------|
| | 自 平成22年 6 月11日 至 平成23年 6 月10日 | 自 平成23年 6 月11日 至 平成24年 6 月11日 |
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 459,775 | 226,776 |
| 有価証券売買等損益 | 76,148,688 | 3,425,829,289 |
| 営業収益合計 | 76,608,463 | 3,425,602,513 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 15,978,955 | 8,329,844 |
| 委託者報酬 | 452,736,913 | 236,012,066 |
| その他費用 | 1,943,147 | 1,182,646 |
| 営業費用合計 | 470,659,015 | 245,524,556 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | 394,050,552 | 3,671,127,069 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | 394,050,552 | 3,671,127,069 |
| 当期純利益又は当期純損失（ ） | 394,050,552 | 3,671,127,069 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ） | 1,625,020,008 | 764,832,578 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 8,352,856,791 | 7,073,356,723 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 3,695,835,263 | 2,385,835,032 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 3,695,835,263 | 2,385,835,032 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | - | - |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 397,264,635 | 119,030,921 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | - | - |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 397,264,635 | 119,030,921 |
| 分配金 | 1 - | 1 - |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 7,073,356,723 | 7,712,847,103 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|----------------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額で評価しております。</p> |
| 2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>計算期間末日の取扱い 平成24年6月10日が休日のため、当計算期間末日を平成24年6月11日としております。</p> |

(追加情報)

当期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

| 第2期 (平成23年6月10日現在) | 第3期 (平成24年6月11日現在) |
|---|---|
| <p>1 期首元本額 70,049,096,510円 期中追加設定元本額 3,336,022,621円 期中解約元本額 30,905,038,774円</p> | <p>1 期首元本額 42,480,080,357円 期中追加設定元本額 585,077,853円 期中解約元本額 14,312,952,536円</p> |
| <p>2 計算期間末における受益権の総数 42,480,080,357口</p> | <p>2 計算期間末における受益権の総数 28,752,205,674口</p> |
| <p>3 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、7,073,356,723円であります。</p> | <p>3 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、7,712,847,103円であります。</p> |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第2期 自平成22年6月11日 至平成23年6月10日 |
|--|
| <p>1 分配金の計算過程 (自平成22年6月11日 至平成23年6月10日) 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,909円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は1,909円(1万口当たり0.00円)であり、分配を行っておりません。</p> |

第3期

自 平成23年 6月11日

至 平成24年 6月11日

1 分配金の計算過程

(自 平成23年 6月11日 至 平成24年 6月11日)

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,382円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は1,382円（1万口当たり0.00円）であり、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

.金融商品の状況に関する事項

| | |
|-----------------------|---|
| 1.金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。 |
| 2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券（投資信託受益証券、投資証券）、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、カントリーリスクなどの信用リスクを有しております。 |
| 3.金融商品に係るリスク管理体制 | 委託会社では、金融商品に係るリスク全般について、複数の部署及び会議体において組織的に管理を行っております。これら金融商品に係るリスクについては、パフォーマンス評価及び投資運用委員会により定期的に検証を行い、その結果に基づき関連所轄部門に対する是正勧告を行っております。また、運用部門においては、運用管理の一環として、個別銘柄のチェックやポートフォリオのモニタリングを行っております。さらに、フロント・オフィスとバック・オフィスが分離されていることに加えて、独立した管理部門及び法務・コンプライアンス部によるリスク管理体制が敷かれています。 |
| 4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件などによった場合、当該価額が異なることもあります。 |

.金融商品の時価等に関する事項

| | 第2期 (平成23年6月10日現在) | 第3期 (平成24年6月11日現在) |
|-----------------------|--|--|
| 1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 | 貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。 | 同左 |
| 2.時価の算定方法 | (1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 (3)上記以外の金融商品 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。 | (1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 (3)上記以外の金融商品 同左 |

(有価証券に関する注記)

第2期(平成23年6月10日現在)

売買目的有価証券

| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|----------|-------------------|
| 投資信託受益証券 | 62,799 円 |
| 投資証券 | 1,692,212,232 円 |
| 合計 | 1,692,275,031 円 |

第3期(平成24年6月11日現在)

売買目的有価証券

| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|----------|-------------------|
| 投資信託受益証券 | 76,754 円 |
| 投資証券 | 2,752,935,567 円 |
| 合計 | 2,753,012,321 円 |

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

| 第2期 (平成23年6月10日現在) | | 第3期 (平成24年6月11日現在) | |
|-----------------------|----------|-----------------------|----------|
| 1口当たり純資産額 | 0.8335 円 | 1口当たり純資産額 | 0.7317 円 |
| (1万口当たり純資産額) | 8,335 円) | (1万口当たり純資産額) | 7,317 円) |

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

| 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | | 備考 |
|--------------|--|------------|--------|----------------|----|
| | | | 単価(円) | 金額(円) | |
| 投資信託 受益証券 | フォルティス日本短期債券ファンド(適格 機関投資家限定) | 69,776,715 | 1.0009 | 69,839,514 | |
| | 投資信託受益証券 合計 | 69,776,715 | | 69,839,514 | |
| 投資証券 | BNP PARIBAS FLEXI Equity China A Selected | 2,777,937 | 7,495 | 20,820,637,815 | |
| | 投資証券 合計 | 2,777,937 | | 20,820,637,815 | |
| 合計 | | | | 20,890,477,329 | |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「フォルティス日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)」の投資信託受益証券及び「BNP PARIBAS FLEXI Equity China A Selected」の投資証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」及び「投資証券」は、すべてこれらの投資信託受益証券及び投資証券です。

なお、これらの投資信託受益証券及び投資証券の状況は以下のとおりです。

1. 「フォルティス日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

(1) 貸借対照表

| 区分 | 注記番 号 | (平成23年6月9日現在) | (平成24年6月8日現在) |
|-------------|----------|---------------|---------------|
| | | 金額(円) | 金額(円) |
| 資産の部 | | | |
| 流動資産 | | | |
| コール・ローン | | 1,879,561 | 966,314 |
| 国債証券 | | 879,775,203 | 889,734,186 |
| 未収利息 | | 2 | 1 |
| 流動資産合計 | | 881,654,766 | 890,700,501 |
| 資産合計 | | 881,654,766 | 890,700,501 |
| 負債の部 | | | |
| 流動負債 | | | |
| 未払受託者報酬 | | 46,032 | 44,988 |
| 未払委託者報酬 | | 414,094 | 404,916 |
| 流動負債合計 | | 460,126 | 449,904 |
| 負債合計 | | 460,126 | 449,904 |
| 純資産の部 | | | |
| 元本等 | | | |
| 元本 | | 879,425,839 | 889,413,854 |
| 剰余金 | | | |
| 剰余金又は欠損金() | | 1,768,801 | 836,743 |
| 元本等合計 | | 881,194,640 | 890,250,597 |
| 純資産合計 | | 881,194,640 | 890,250,597 |
| 負債純資産合計 | | 881,654,766 | 890,700,501 |

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|---------------------|--|
| 有価証券の評価基準 及び評価方法 | <p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券</p> <p>金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。</p> <p>計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券</p> <p>当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券</p> <p>適切な時価を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額、もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> |
|---------------------|--|

（ 1口当たり情報に関する注記）

| （平成23年6月9日現在） | | （平成24年6月8日現在） | |
|---------------|-----------|---------------|-----------|
| 1口当たり純資産額 | 1.0020 円 | 1口当たり純資産額 | 1.0009 円 |
| （1万口当たり純資産額 | 10,020 円） | （1万口当たり純資産額 | 10,009 円） |

（ 3 ）有価証券組入明細

| 種類 | 銘柄名 | 券面総額（円） | 評価額（円） | 備考 |
|------|-------------|-------------|-------------|----|
| 国債証券 | 第201回国庫短期証券 | 200,000,000 | 199,992,772 | |
| | 第216回国庫短期証券 | 200,000,000 | 199,960,904 | |
| | 第222回国庫短期証券 | 300,000,000 | 299,914,330 | |
| | 第259回国庫短期証券 | 190,000,000 | 189,866,180 | |
| 合計 | | 890,000,000 | 889,734,186 | |

2. 「BNP PARIBAS FLEXI Equity China A Selected」の状況

以下に記載した情報は、委託会社が同信託の委託会社であるBNP Paribas Investment Partners Luxembourg S.A.からの情報に基づき、平成23年6月9日及び平成24年6月8日の状況を掲記したものであります。従って、現地の法律に基づいて作成された正式財務諸表とは、同一の様式ではありません。

なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

（ 1 ）貸借対照表

| 区分 | 注記番号 | （平成23年6月9日現在） | （平成24年6月8日現在） |
|-------------|------|----------------|----------------|
| | | 金額（円） | 金額（円） |
| 資産の部 | | | |
| 流動資産 | | | |
| 預金 | | 1,190,762,107 | 985,524,935 |
| 株式 | | 34,933,577,338 | 20,743,178,871 |
| 未収配当金 | | 39,084,014 | 41,143,213 |
| 未収利息 | | 678,390 | - |
| 流動資産合計 | | 36,164,101,849 | 21,769,847,019 |
| 資産合計 | | 36,164,101,849 | 21,769,847,019 |
| 負債の部 | | | |
| 流動負債 | | | |
| 未払金 | | 850,326,214 | - |
| 未払費用/未払報酬 | | 116,851,173 | 948,271,120 |
| 流動負債合計 | | 967,177,387 | 948,271,120 |
| 負債合計 | | 967,177,387 | 948,271,120 |
| 純資産の部 | | | |
| 元本等 | | | |
| 元本 | | 41,475,790,000 | 27,779,370,000 |
| 剰余金 | | | |
| 剰余金又は欠損金() | | 6,278,865,538 | 6,957,794,101 |
| 元本等合計 | | 35,196,924,462 | 20,821,575,899 |
| 純資産合計 | | 35,196,924,462 | 20,821,575,899 |
| 負債純資産合計 | | 36,164,101,849 | 21,769,847,019 |

(2) 注記表

(1口当たり情報に関する注記)

| (平成23年6月9日現在) | | (平成24年6月8日現在) | |
|---------------|---------|---------------|---------|
| 1口当たり純資産額 | 8,486 円 | 1口当たり純資産額 | 7,495 円 |

(3) 主要有価証券組入銘柄

平成24年6月8日現在

| 銘柄名 | 組入純資産比率(%) |
|--|------------|
| POLY REAL ESTATE GROUP CO LTD | 5.32 |
| NARI TECHNOLOGY DEVELOPMENT CO | 4.74 |
| JIANGSU YANGHE BREWERY JOINT-STOCK CO LTD | 4.31 |
| LIAONING CHENG DA CO LTD | 4.09 |
| FUYAO GROUP GLASS INDUSTRY GROUP CO LTD | 3.97 |
| WEICHAJ POWER CO LTD | 3.35 |
| CHANGSHA ZOOMLION HEAVY INDUSTRY SCIENCE AND TECHNOLOGY CO LTD | 3.34 |
| XIAN AERO-ENGINE PLC | 3.30 |
| CHINA MINSHENG BANKING CORPORATION LTD | 3.29 |
| CHINA MERCHANTS BANK CO LTD | 3.19 |

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成24年7月31日

| | | |
|-----------------|----------------|---|
| 資産総額 | 18,264,853,935 | 円 |
| 負債総額 | 25,377,267 | 円 |
| 純資産総額 (-) | 18,239,476,668 | 円 |
| 発行済数量 | 27,500,437,891 | 口 |
| 1口当たり純資産額 (/) | 0.6632 | 円 |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の手続き等

該当事項はありません。

当ファンドのすべての受益権は、振替受益権であり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額（平成24年7月末現在）

資本金 4億5,000万円
 発行株式総数 50,000株
 発行済株式総数 9,000株
 株式 記名式・額面 100,000円

（最近5年間における資本金の額の増減）

平成21年6月30日に4億5,000万円の増資

平成22年2月5日に4億5,000万円の減資

b. 委託会社等の機構（平成24年7月末現在）

（1）3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一です。

取締役会は、取締役中より代表取締役1名以上を選任します。また、取締役の中から役付取締役を選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故ある時、または代表取締役が取締役会を招集しようとし、議長となろうとしない時は、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、会日の1週間前にこれを発します。取締役及び監査役全員の一致の同意がある時は、招集通知を省略し、または招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

（2）運用の意思決定プロセス

運用部門が独自に行う調査及びBNPパリバグループの資産運用部門が提供する内外の経済情勢及び個別企業の分析情報に基づき、運用部門において投資環境（内外経済・産業動向・株式及び債券市場・為替市場等）の分析を行います。

運用部門のファンド・マネジャーは、以上の分析結果をふまえ、各ファンドの運用の基本方針にしたがって具体的な投資方針を決定し、その投資方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。

運用を外部に委託するファンドにおいては、原則として、委託先が約款上の運用の基本方針にしたがって独自に運用戦略や投資計画を作成し運用の指図を行います。

運用内容やファンド・マネジャーの投資行動のチェックは、運用部門から独立した管理部門のスタッフがこれを担当し、運用部門へのフィードバック及び担当取締役への報告を行うことにより、質の高い運用体制を維持できるように努めます。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社が運用するファンドの本数及び純資産総額合計額は以下の通りです。（平成24年7月末現在）

| 種類 | ファンド数（本） | 純資産総額合計額(単位：億円) |
|------------|----------|-----------------|
| 追加型株式投資信託 | 58 | 1,613 |
| 追加型公社債投資信託 | 0 | 0 |
| 単位型株式投資信託 | 25 | 500 |
| 単位型公社債投資信託 | 23 | 494 |

| 種類 | ファンド数(本) | 純資産総額合計額(単位:億円) |
|----|----------|-----------------|
| 合計 | 106 | 2,609 |

純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てて記載しており、表中の個々の金額と合計欄の金額は一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
財務諸表の金額については、千円未満の端数を切捨てて表示しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期事業年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

| 期別 | | 第13期 (平成23年3月31日現在) | | 第14期 (平成24年3月31日現在) | |
|----------|----------|------------------------|-----------|------------------------|-----------|
| 資産の部 | | | | | |
| 科目 | 注記 番号 | 内訳 | 金額 | 内訳 | 金額 |
| | | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 流動資産 | | | | | |
| 預金 | * 2 | | 1,097,456 | | 768,307 |
| 前払費用 | | | 40,611 | | 12,385 |
| 未収委託者報酬 | | | 1,068,576 | | 655,853 |
| 未収運用受託報酬 | | | 269,440 | | 226,054 |
| 未収投資助言報酬 | | | 66,031 | | 48,828 |
| 未収収益 | | | 1,011,320 | | 917,654 |
| 未収入金 | | | 9,158 | | 2,508 |
| 立替金 | | | 16,666 | | 5,241 |
| 未収消費税等 | | | 2,550 | | 239 |
| 貸倒引当金 | | | 18,954 | | - |
| 流動資産計 | | | 3,562,858 | | 2,637,075 |
| 固定資産 | | | | | |
| 有形固定資産 | | | 121,782 | | 141,257 |
| 建物 | * 1 | 118,534 | | 139,112 | |
| 器具備品 | * 1 | 3,248 | | 2,144 | |
| 無形固定資産 | | | 257,758 | | 150,229 |
| ソフトウェア | | 2,752 | | 2,086 | |
| のれん | | 252,714 | | 148,142 | |
| その他 | | 2,291 | | - | |
| 投資その他の資産 | | | 379,872 | | 246,756 |
| 長期差入保証金 | | 372,871 | | 240,756 | |
| その他 | | 7,000 | | 6,000 | |
| 固定資産計 | | | 759,412 | | 538,243 |
| 資産合計 | | | 4,322,270 | | 3,175,319 |

| 期別 | | 第13期 (平成23年3月31日現在) | | 第14期 (平成24年3月31日現在) | |
|------------------|----------|------------------------|-----------|------------------------|-----------|
| 負債の部 | | | | | |
| 科目 | 注記 番号 | 内訳 | 金額 | 内訳 | 金額 |
| | | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 流動負債 | | | | | |
| 預り金 | | | 179,435 | | 149,373 |
| 未払金 | | | 1,021,798 | | 689,874 |
| 未払手数料 | | 675,141 | | 405,835 | |
| 未払委託調査費 | | 313,612 | | 205,562 | |
| その他未払金 | | 33,045 | | 78,477 | |
| 未払費用 | | | 723,575 | | 428,653 |
| 未払法人税等 | | | 15,855 | | 10,967 |
| 賞与引当金 | | | 90,353 | | 71,596 |
| 役員賞与引当金 | | | 11,222 | | 10,474 |
| 関係会社借入金 | * 2 | | 300,000 | | - |
| 流動負債計 | | | 2,342,235 | | 1,360,940 |
| 固定負債 | | | | | |
| 繰延税金負債 | | | - | | 18,451 |
| 退職給付引当金 | | | 482,224 | | 395,793 |
| 役員退職慰労引当金 | | | - | | 144,529 |
| 預り敷金保証金 | | | 223,121 | | 217,532 |
| 資産除去債務 | | | - | | 52,153 |
| 固定負債計 | | | 705,345 | | 828,460 |
| 負債合計 | | | 3,047,579 | | 2,189,400 |
| 純資産の部 | | | | | |
| 科目 | 注記 番号 | 内訳 | 金額 | 内訳 | 金額 |
| | | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 株主資本 | | | | | |
| 資本金 | | | 450,000 | | 450,000 |
| 資本剰余金 | | | 1,915,644 | | 1,915,644 |
| 資本準備金 | | 7,777 | | 7,777 | |
| その他資本剰余金 | | 1,907,867 | | 1,907,867 | |
| 利益剰余金 | | | 1,090,952 | | 1,379,726 |
| 利益準備金 | | 75,500 | | 75,500 | |
| その他利益剰余金 | | | | | |
| 繰越利益剰余金 | | 1,166,452 | | 1,455,226 | |
| 株主資本合計 | | | 1,274,691 | | 985,918 |
| 評価・換算差額等 | | | | | |
| その他有価証券評価差額 金 | | | 0 | | - |
| 評価・換算差額等合計 | | | 0 | | - |
| 純資産合計 | | | 1,274,691 | | 985,918 |
| 負債・純資産合計 | | | 4,322,270 | | 3,175,319 |

（ 2 ） 【 損益計算書 】

| 期別 | 注記 番号 | 第13期 自平成22年4月1日 至平成23年3月31日 | | 第14期 自平成23年4月1日 至平成24年3月31日 | |
|---------------|----------|-----------------------------------|-----------|-----------------------------------|-----------|
| | | 内訳 | 金額 | 内訳 | 金額 |
| | | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 営業収益 | | | | | |
| 委託者報酬 | | | 3,804,714 | | 2,793,423 |
| 運用受託報酬 | | | 644,089 | | 699,353 |
| 投資助言報酬 | | | 164,216 | | 207,959 |
| その他営業収益 | | | 1,172,399 | | 1,449,701 |
| 営業収益計 | | | 5,785,419 | | 5,150,437 |
| 営業費用 | | | | | |
| 支払手数料 | | | 2,057,927 | | 1,445,192 |
| 広告宣伝費 | | | 26,297 | | 20,624 |
| 調査研究費 | | | 89,765 | | 77,156 |
| 委託調査費 | | | 719,478 | | 540,834 |
| 委託計算費 | | | 348,430 | | 212,834 |
| 営業雑経費 | | | 88,685 | | 44,993 |
| 印刷費 | | 83,216 | | 39,336 | |
| 協会費 | | 5,468 | | 5,656 | |
| 営業費用計 | | | 3,330,584 | | 2,341,635 |
| 一般管理費 | | | | | |
| 給料 | | | 1,363,746 | | 1,417,023 |
| 役員報酬 | | 116,319 | | 74,558 | |
| 給料・手当 | | 1,109,432 | | 1,192,871 | |
| 賞与 | | 137,995 | | 149,592 | |
| 業務委託費 | | | 279,364 | | 632,286 |
| 交際費 | | | 3,077 | | 1,363 |
| 旅費交通費 | | | 51,306 | | 47,975 |
| 事業税 | | | 15,767 | | 17,590 |
| 租税公課 | | | 11,443 | | 6,978 |
| 不動産賃借料 | | | 225,073 | | 264,120 |
| 賞与引当金繰入額 | | | 76,142 | | 71,595 |
| 役員賞与引当金繰入額 | | | 11,222 | | 10,474 |
| 退職金 | | | 19,929 | | 3,743 |
| 退職給付費用 | | | 103,207 | | 82,846 |
| 役員退職慰労金 | | | 4,203 | | - |
| 役員退職慰労引当金繰入額 | | | - | | 3,495 |
| 固定資産減価償却費 | | | 13,021 | | 11,693 |
| のれん償却費 | | | 78,428 | | 104,571 |
| 諸経費 | | | 217,815 | | 261,767 |
| 一般管理費計 | | | 2,473,750 | | 2,937,526 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | | | 18,915 | | 128,724 |

| 期別 | | 第13期 自平成22年4月1日 至平成23年3月31日 | | 第14期 自平成23年4月1日 至平成24年3月31日 | | |
|---------------------------|-----|-----------------------------------|----------|-----------------------------------|--------|---------|
| | | 科目 | 注記 番号 | 内訳 | 金額 | 内訳 |
| | | | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 営業外収益 | | | | | | |
| 受取利息 | * 1 | | | 222 | | 8 |
| 為替差益 | | | | 51,460 | | - |
| 雑益 | | | | 12,174 | | 4,427 |
| 営業外収益計 | | | | 63,858 | | 4,435 |
| 営業外費用 | | | | | | |
| 支払利息 | * 1 | | | 1,490 | | 608 |
| 為替差損 | | | | - | | 68,898 |
| 雑損失 | | | | 3,968 | | 6,729 |
| 営業外費用計 | | | | 5,458 | | 76,235 |
| 経常利益又は経常損失() | | | | 39,484 | | 200,524 |
| 特別損失 | | | | | | |
| 割増退職金 | | | | - | | 56,146 |
| 固定資産除却損 | | | | 397 | | 9,850 |
| 過年度賞与引当金繰入不足額 | | | | 14,211 | | - |
| 特別損失計 | | | | 14,609 | | 65,997 |
| 税引前当期純利益又は税引前 当期純損失() | | | | 24,875 | | 266,522 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 3,982 | | 3,800 | |
| 法人税等調整額 | | | 353,209 | 357,191 | 18,451 | 22,251 |
| 当期純利益又は当期純損失() | | | | 332,316 | | 288,773 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

第13期

自 平成22年4月1日

至 平成23年3月31日

(単位：千円)

| 株主資本 | | |
|--------------|-----------|------------------------|
| 資本金 | 当期首残高 | 450,000 |
| | 当期変動額 | - |
| | 当期末残高 | 450,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 当期首残高 | 7,777 |
| | 当期変動額 | - |
| | 当期末残高 | 7,777 |
| その他資本剰余金 | 当期首残高 | 450,000 |
| | 当期変動額 | 企業結合による増加 1,457,867 |
| | 当期変動額合計 | 1,457,867 |
| | 当期末残高 | 1,907,867 |
| 資本剰余金合計 | 当期首残高 | 457,777 |
| | 当期変動額 | 1,457,867 |
| | 当期末残高 | 1,915,644 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 当期首残高 | 75,500 |
| | 当期変動額 | - |
| | 当期末残高 | 75,500 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 当期首残高 | 341,418 |
| | 当期変動額 | 企業結合による増加 492,718 |
| | 当期純利益 | 332,316 |
| | 当期変動額合計 | 825,034 |
| 当期末残高 | 1,166,452 | |
| 利益剰余金合計 | 当期首残高 | 265,918 |
| | 当期変動額 | 825,034 |
| | 当期末残高 | 1,090,952 |
| 株主資本合計 | 当期首残高 | 641,859 |
| | 当期変動額 | 632,832 |
| | 当期末残高 | 1,274,691 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 当期首残高 | - |
| | 当期変動額 | 0 |
| | 当期末残高 | 0 |
| 純資産合計 | 当期首残高 | 641,859 |
| | 当期変動額 | 632,832 |
| | 当期末残高 | 1,274,691 |

第14期

自 平成23年4月1日

至 平成24年3月31日

(単位：千円)

| 株主資本 | | |
|--------------|-------|--------------------|
| 資本金 | 当期首残高 | 450,000 |
| | 当期変動額 | - |
| | 当期末残高 | 450,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 当期首残高 | 7,777 |
| | 当期変動額 | - |
| | 当期末残高 | 7,777 |
| その他資本剰余金 | 当期首残高 | 1,907,867 |
| | 当期変動額 | - |
| | 当期末残高 | 1,907,867 |
| 資本剰余金合計 | 当期首残高 | 1,915,644 |
| | 当期変動額 | - |
| | 当期末残高 | 1,915,644 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 当期首残高 | 75,500 |
| | 当期変動額 | - |
| | 当期末残高 | 75,500 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 当期首残高 | 1,166,452 |
| | 当期変動額 | 当期純利益 288,773 |
| | | 当期変動額合計 288,773 |
| | 当期末残高 | 1,455,226 |
| 利益剰余金合計 | 当期首残高 | 1,090,952 |
| | 当期変動額 | 288,773 |
| | 当期末残高 | 1,379,726 |
| 株主資本合計 | 当期首残高 | 1,274,691 |
| | 当期変動額 | 288,773 |
| | 当期末残高 | 985,918 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 当期首残高 | 0 |
| | 当期変動額 | 0 |
| | 当期末残高 | - |
| 純資産合計 | 当期首残高 | 1,274,691 |
| | 当期変動額 | 288,773 |
| | 当期末残高 | 985,918 |

重要な会計方針

| | |
|--------------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（時価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p> |
| 2. 固定資産の減価償却の方法 | <p>(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。 また、のれんについては5年間の期間均等償却によっております。</p> |
| 3. 引当金の計上基準 | <p>(1) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職金の支払いに備えて、当社退職金規定に基づく自己都合退職金要支給額を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> |
| 4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 | <p>外貨建金銭債権債務は、事業年度末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> |
| 5. その他財務諸表作成のための重要な事項 | <p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等については、発生事業年度の期間費用としております。</p> |

(追加情報)

当会計期間の期首以降に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

| 第13期 （平成23年3月31日現在） | 第14期 （平成24年3月31日現在） |
|----------------------------|----------------------------|
| * 1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。 | * 1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。 |
| 建物 31,845千円 | 建物 10,046千円 |
| 器具備品 8,567千円 | 器具備品 6,476千円 |
| * 2 関係会社項目 | * 2 関係会社項目 |
| 預金 1,073,099千円 | 預金 758,379千円 |
| 関係会社借入金 300,000千円 | |

（損益計算書関係）

| 第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日 | 第14期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日 |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| * 1 関係会社取引項目 | * 1 関係会社取引項目 |
| 支払利息 1,490千円 | 支払利息 162千円 |

（株主資本等変動計算書関係）

| 第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日 | | | | | |
|---|-------------------|--------------------|--------------------|------------------|-------|
| 1. 発行済株式に関する事項 | | | | | |
| 株式の種類 | 当事業年度期首 株式数（株） | 当事業年度 増加株式数（株） | 当事業年度 減少株式数（株） | 当事業年度末 株式数（株） | |
| 普通株式 | 9,000 | - | - | 9,000 | |
| 2. 配当に関する事項 | | | | | |
| (1) 配当金支払額 | | | | | |
| 決議 | 株式の 種類 | 配当金の 総額 （千円） | 一株当り 配当額 （円） | 基準日 | 効力発生日 |
| - | - | - | - | - | - |
| (2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの | | | | | |
| - | | | | | |

| 第14期 自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日 | | | | | |
|---|-------------------|--------------------|--------------------|------------------|-------|
| 1. 発行済株式に関する事項 | | | | | |
| 株式の種類 | 当事業年度期首 株式数(株) | 当事業年度 増加株式数(株) | 当事業年度 減少株式数(株) | 当事業年度末 株式数(株) | |
| 普通株式 | 9,000 | - | - | 9,000 | |
| 2. 配当に関する事項 | | | | | |
| (1) 配当金支払額 | | | | | |
| 決議 | 株式の 種類 | 配当金の 総額 (千円) | 一株当り 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
| - | - | - | - | - | - |
| (2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの | | | | | |
| - | | | | | |

(リース取引関係)

| 第13期 自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日 | 第14期 自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日 |
|--|---|
| (1) ファイナンス・リース取引は重要性が低い ため、注記を省略しております。 | (1) ファイナンス・リース取引は重要性が低い ため、注記を省略しております。 |
| (2) オペレーティング・リース取引(借主側)は 次の通りであります。 | (2) オペレーティング・リース取引(借主側)は 次の通りであります。 |
| オペレーティング・リース取引のうち解約不能 のものにかかる未経過リース料 | オペレーティング・リース取引のうち解約不能 のものにかかる未経過リース料 |
| 1年 259,940千円 1年超 302,501千円 合 計 562,442千円 | 1年内 207,337千円 1年超 115,006千円 合 計 322,343千円 |

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

第13期

自 平成22年4月1日

至 平成23年3月31日

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。

当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分が親会社に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは認められません。

未収運用受託報酬、未収投資助言報酬は信用リスクに晒されております。

未収収益は兼業取引にかかるものであり、信用リスクに晒されております。長期差入保証金、預り敷金保証金は賃貸建物の敷金であり、信用リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受取った報酬の内から支払われるものであり、リスクは認められません。

関係会社借入金は、支払期日にその支払いを実行するため、同行の当座預金に資金を留保しており流動性リスクは担保されている。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。長期差入保証金は信用リスクに晒されておりますが、経理・総務部が相手先の財務状況を定期的にモニタリングしております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

当社の保有する営業債権・債務は短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第13期
(平成23年3月31日現在)

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

| 科 目 | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------|--------------|-----------|-------|
| 預金 | 1,097,456 | 1,097,456 | - |
| 未収委託者報酬 | 1,068,576 | 1,068,576 | - |
| 未収運用受託報酬 | 269,440 | | |
| 貸倒引当金(*1) | 18,954 | | |
| | 50,486 | 250,486 | - |
| 未収投資助言報酬 | 66,031 | 66,031 | - |
| 未収収益 | 1,011,320 | 1,011,320 | - |
| 未収入金 | 9,158 | 9,158 | - |
| 長期差入保証金 | 372,871 | 364,400 | 8,471 |
| 資産計 | 3,875,900 | 3,867,429 | 8,471 |
| 未払手数料 | 675,141 | 675,141 | - |
| 未払委託調査費 | 313,612 | 313,612 | - |
| その他未払金 | 33,045 | 33,045 | - |
| 未払費用 | 723,575 | 723,575 | - |
| 関係会社借入金 | 300,000 | 300,000 | - |
| 預り敷金保証金 | 223,121 | 215,101 | 8,020 |
| 負債計 | 2,268,494 | 2,260,474 | 8,020 |

(*1) 未収運用受託報酬に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

(1) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益

これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収入金

これらの債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期差入保証金、預り敷金保証金

長期差入保証金及び預り敷金保証金の時価は、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(5) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) その他未払金、未払費用

これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 関係会社借入金

借入金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|----------|-----------|-------------|--------------|------|
| 預金 | 1,097,456 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 1,068,576 | - | - | - |
| 未収運用受託報酬 | 269,440 | - | - | - |
| 未収投資助言報酬 | 66,031 | - | - | - |
| 未収収益 | 1,011,320 | - | - | - |
| 未収入金 | 9,158 | - | - | - |
| 長期差入保証金 | 140,234 | 232,637 | - | - |

1. 金融商品の状況に関する事項

第14期

自 平成23年4月1日

至 平成24年3月31日

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。

当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分が親会社に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは認められません。

未収運用受託報酬、未収投資助言報酬は信用リスクに晒されております。

未収収益は兼業取引にかかるものであり、信用リスクに晒されております。長期差入保証金、預り敷金保証金は賃貸建物の敷金であり、信用リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受取った報酬の内から支払われるものであり、リスクは認められません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。長期差入保証金は信用リスクに晒されておりますが、経理・総務部が相手先の財務状況を定期的にモニタリングしております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

当社の保有する営業債権・債務は短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第14期

(平成24年3月31日現在)

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

| 科 目 | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|----------|--------------|-----------|-------|
| 預金 | 768,307 | 768,307 | - |
| 未収委託者報酬 | 655,853 | 655,853 | - |
| 未収運用受託報酬 | 226,054 | 226,054 | - |
| 未収投資助言報酬 | 48,828 | 48,828 | - |
| 未収収益 | 917,654 | 917,654 | - |
| 未収入金 | 2,508 | 2,508 | - |
| 長期差入保証金 | 240,756 | 238,574 | 2,182 |
| 資産計 | 2,859,964 | 2,857,781 | 2,182 |
| 未払手数料 | 405,835 | 405,835 | - |
| 未払委託調査費 | 205,562 | 205,562 | - |
| その他未払金 | 78,477 | 78,477 | - |
| 未払費用 | 428,653 | 428,653 | - |
| 預り敷金保証金 | 217,532 | 216,297 | 1,235 |
| 負債計 | 1,336,061 | 1,334,826 | 1,235 |

(注1) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

(1) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益

これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収入金

これらの債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期差入保証金、預り敷金保証金

長期差入保証金及び預り敷金保証金の時価は、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(5) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) その他未払金、未払費用

これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|----------|---------|-------------|--------------|------|
| 預金 | 768,307 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 655,853 | - | - | - |
| 未収運用受託報酬 | 226,054 | - | - | - |
| 未収投資助言報酬 | 48,828 | - | - | - |
| 未収収益 | 917,654 | - | - | - |
| 未収入金 | 2,508 | - | - | - |
| 長期差入保証金 | - | 240,756 | - | - |

(有価証券関係)

| 第13期 (平成23年3月31日現在) | 第14期 (平成24年3月31日現在) |
|------------------------|------------------------|
| 重要性が低いため記載を省略しております。 | 重要性が低いため記載を省略しております。 |

(デリバティブ取引関係)

| 第13期 自平成22年4月1日 至平成23年3月31日 | 第14期 自平成23年4月1日 至平成24年3月31日 |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 該当事項はありません。 | 該当事項はありません。 |

(退職給付関係)

| 第13期 自平成22年4月1日 至平成23年3月31日 | 第14期 自平成23年4月1日 至平成24年3月31日 |
|--|---|
| <p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度、キャッシュバランスプランおよび確定拠出年金制度を採用しております。</p> <p>2. 退職給付債務</p> <p>(1) 退職給付債務 482,224千円 (2) 退職給付引当金 482,224千円</p> <p>3. 退職給付費用</p> <p>勤務費用 103,207千円</p> | <p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度、キャッシュバランスプランおよび確定拠出年金制度を採用しております。</p> <p>2. 退職給付債務</p> <p>(1) 退職給付債務 395,793千円 (2) 退職給付引当金 395,793千円</p> <p>3. 退職給付費用</p> <p>勤務費用 82,846千円</p> |

（税効果会計関係）

| 第13期 自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日 | 第14期 自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日 |
|---|---|
| 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 | 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 |
| （単位：千円） | （単位：千円） |
| 繰延税金資産 | 繰延税金資産 |
| 退職給付引当金超過額 196,217 | 退職給付引当金超過額 141,061 |
| 賞与引当金 58,973 | 役員退職慰労引当金 51,510 |
| 未払費用 258,982 | 賞与引当金 31,195 |
| 税務上の営業権計上額 608,298 | 未払費用 144,621 |
| その他 9,332 | 税務上の営業権計上額 242,598 |
| 繰越欠損金 1,691,188 | その他 35,395 |
| 繰延税金資産小計 2,822,993 | 繰越欠損金 1,926,432 |
| 評価性引当金 2,822,993 | 繰延税金資産小計 2,572,811 |
| 繰延税金資産合計 - | 評価性引当金 2,572,811 |
| 繰延税金負債 - | 繰延税金資産合計 - |
| 繰延税金資産の純額 - | 繰延税金負債 - |
| | 資産除去債務 18,451 |
| | 繰延税金資産(負債)の純額 18,451 |
| 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳 | 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳 |
| 当事業年度は課税所得が発生していないため、差異の原因についての記載を省略しております。 | 当事業年度は課税所得が発生していないため、差異の原因についての記載を省略しております。 |
| | 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 |
| | 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から平成26年4月1日以降に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率を40.69%から38.01%に、平成27年4月1日以降に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異については35.64%に変更しております。なお、この税率変更の影響は軽微であります。 |

（資産除去債務関係）

| 第13期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日 | 第14期 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日 | | | | | | | | |
|--|---|------|------|-----------------|----------|------------|-------|------|-----------------|
| <p>当社は建物等の賃借契約において、建物等の所有者との間で定期建物賃借契約書を締結しておりますが、当社が退去時における原状回復に係る義務を有していないため、資産除去債務を計上しておりません。</p> | <p>資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該資産除去債務の概要 当社事業所の定期建物賃借契約に伴う原状回復義務等であります。 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を15年（建物付属設備の減価償却期間）と見積もり、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り1.48%を使用し、資産除去債務の金額を計算しております。 3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">期首残高</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産の取得に伴う増加額</td> <td style="text-align: right;">51,707千円</td> </tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td> <td style="text-align: right;">445千円</td> </tr> <tr> <td>期末残高</td> <td style="text-align: right;"><u>52,153千円</u></td> </tr> </table> | 期首残高 | - 千円 | 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 51,707千円 | 時の経過による調整額 | 445千円 | 期末残高 | <u>52,153千円</u> |
| 期首残高 | - 千円 | | | | | | | | |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 51,707千円 | | | | | | | | |
| 時の経過による調整額 | 445千円 | | | | | | | | |
| 期末残高 | <u>52,153千円</u> | | | | | | | | |

（セグメント情報等）

| 第13期 自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日 | | | | | |
|---|-----------|---------|------------|-----------|-----------|
| （セグメント情報） 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。 | | | | | |
| （関連情報） | | | | | |
| 1．製品及びサービスごとの情報（単位：千円） | | | | | |
| | 投資信託業 | 投資顧問業 | その他 | 合計 | |
| 外部顧客への営業 収益 | 3,804,714 | 808,306 | 1,172,399 | 5,785,419 | |
| 2．地域ごとの情報 | | | | | |
| (1) 営業収益（単位：千円） | | | | | |
| | 日本 | ルクセンブルグ | オランダ | その他 | 合計 |
| | 4,458,536 | 731,661 | 277,934 | 317,288 | 5,785,419 |
| （注）投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。 | | | | | |
| (2) 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の合計が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの固定資産の記載を省略しております。 | | | | | |
| 3．主要な顧客ごとの情報（単位：千円） | | | | | |
| 顧客の名称 | 営業収益 | | 関連するセグメント名 | | |
| BNPパリバ・ブラジル・ファンド （株式型） | 1,056,553 | | なし | | |
| BNPパリバ・インベストメント・ パートナーズ・ルクセンブルグ | 731,661 | | なし | | |
| （報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報） 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。 | | | | | |

| 第14期 自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日 | | | | | |
|---|-----------|---------|------------|-----------|-----------|
| (セグメント情報) 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。 | | | | | |
| (関連情報) | | | | | |
| 1. 製品及びサービスごとの情報 (単位：千円) | | | | | |
| | 投資信託業 | 投資顧問業 | その他 | 合計 | |
| 外部顧客への営業 収益 | 2,793,423 | 907,312 | 1,449,701 | 5,150,437 | |
| 2. 地域ごとの情報 | | | | | |
| (1) 営業収益 (単位：千円) | | | | | |
| 日本 | ルクセンブルグ | オランダ | フランス | その他 | 合計 |
| 3,492,320 | 610,816 | 430,628 | 268,276 | 348,395 | 5,150,437 |
| (注) 投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。 | | | | | |
| (2) 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の合計が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの固定資産の記載を省略しております。 | | | | | |
| 3. 主要な顧客ごとの情報 (単位：千円) | | | | | |
| 顧客の名称 | 営業収益 | | 関連するセグメント名 | | |
| BNPパリバ・ ブラジル・ファンド(株式型) | 677,917 | | なし | | |
| BNPパリバ・インベストメント・ パートナーズ・ルクセンブルグ | 610,479 | | なし | | |
| (報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報) 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。 | | | | | |

(関連当事者関係)

1. 関連当事者との取引

第13期(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容 | 議決権等の被所有割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-----|--------------|--------------------------------------|------------|-------|--------------------|-----------------|-----------|-----------|---------|-----------|
| 親会社 | ビー・エヌ・ビー・パリバ | Boulevard des Italiens Paris, France | 2,397百万ユーロ | 銀行業 | 直接0.0% 間接99.83% | 当座預金及び定期預金契約の締結 | 資金の預入(注1) | - | 預金 | 1,073,099 |
| | | | | | | | 資金の借入(注1) | 1,200,000 | 関係会社借入金 | 300,000 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容 | 議決権等の被所有割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|---------|--------------------------------|--|----------|----------|------------|------------|---|--------------------------|--------------------------|-------------------------|
| 親会社の子会社 | ビー・エヌ・ビー・パリバアセットマネジメントブラジル | Avenida Presidente Juscelino Kubitschek, n. 510, 14th floor, Sã o Paulo. SP. Brazil. CEP n.º 04543 - 906 | 15百万レアル | 資産運用業 | 無し | 運用再委託契約の締結 | 委託調査費の支払（注2） | 340,318 | 未払委託調査費 | 120,626 |
| 親会社の子会社 | BNPパリバ・インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルグ | 33, rue de GasperichL - 5826 Howald - Hesperange | 3百万ユーロ | 資産運用業 | 無し | 運用再委託契約の締結 | 運用受託報酬の受入（注3） その他営業収益の受入（注3） 業務委託費の支払（注3） | 15,641 716,020 573 | 未収運用受託報酬 未収収益 未払費用 | 2,642 654,158 573 |
| 親会社の子会社 | BNPパリバ証券会社東京支店 | 東京都千代田区丸の内1-9-1 | 795億円 | 第一種金融取引業 | 無し | 建物賃貸借契約の締結 | 敷金の受入（注3） | 223,121 | 預り敷金保証金 | 223,121 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注2）委託調査費の支払については、ファンドの約款に提示された料率を基礎として決定しています。

（注3）市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

（注4）上記の表以外の取引は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

第14期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容 | 議決権等の被所有割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|-----|--------------|--------------------------------------|------------|-------|--------------------|-----------------|------------------------|--------------|----|----------|
| 親会社 | ビー・エヌ・ビー・パリバ | Boulevard des Italiens Paris, France | 2,415百万ユーロ | 銀行業 | 直接0.0% 間接99.83% | 当座預金及び定期預金契約の締結 | 資金の預入（注1） 資金の返済（注1） | - 300,000 | 預金 | 758,379 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容 | 議決権等の被所有割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|---------|--------------------------------|--|----------|----------|------------|------------|----------------|----------|----------|----------|
| 親会社の子会社 | BNPパリバ・インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルグ | 33, rue de GasperichL - 5826 Howald - Hesperange | 3百万ユーロ | 資産運用業 | 無し | 運用再委託契約の締結 | 運用受託報酬の受入(注2) | 21,320 | 未収運用受託報酬 | 27,448 |
| | | | | | | | その他営業収益の受入(注2) | 589,158 | 未収収益 | 614,677 |
| | | | | | | | 業務委託費の支払(注2) | 757 | 未払費用 | 35 |
| 親会社の子会社 | BNPパリバ証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内1-9-1 | 795億円 | 第一種金融取引業 | 無し | 建物賃貸借契約の締結 | 敷金の受入(注2) | 217,532 | 預り敷金保証金 | 217,532 |
| | | | | | | | 不動産賃貸料の支払(注2) | 140,368 | | |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注2) 市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

(注3) 上記の表以外の取引は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 親会社に関する情報

(1) 親会社情報

ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ（非上場）

ビー・エヌ・ピー・パリバ（ユーロネクスト・パリに上場）

(1株当たり情報)

| 第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日 | | 第14期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日 | |
|---|-----------|---|-----------|
| 1株当たり純資産 | 141,632円 | 1株当たり純資産 | 109,546円 |
| 1株当たり当期純損失 | 36,924円 | 1株当たり当期純損失 | 32,085円 |
| 損益計算書上の当期純損失 | 332,316千円 | 損益計算書上の当期純損失 | 288,773千円 |
| 1株当たり当期純損失の算定に用いられた普通株式に係る当期純損失 | 332,316千円 | 1株当たり当期純損失の算定に用いられた普通株式に係る当期純損失 | 288,773千円 |
| 差額 | - | 差額 | - |
| 期中平均株式数・普通株式 | 9,000株 | 期中平均株式数・普通株式 | 9,000株 |
| なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、新株引受権付社債及び転換社債型新株引受権付社債を発行していないため記載しておりません。 | | なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、新株引受権付社債及び転換社債型新株引受権付社債を発行していないため記載しておりません。 | |

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1）定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（2）訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

| 名称 | 資本金の額 (平成24年3月末現在) | 事業の内容 |
|------------|-----------------------|--|
| 野村信託銀行株式会社 | 30,000百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。 |

(2) 販売会社

| 名称 | 資本金の額 (平成24年3月末現在) | 事業の内容 |
|------------------|-----------------------|-------------------------------|
| S M B C 日興証券株式会社 | 100,000百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として信託財産に属する有価証券等の保管、管理を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として受益権の募集販売の取り扱い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金・収益分配金・償還金に関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社：該当事項はありません。

(2) 販売会社：該当事項はありません。

第3【その他】

1. 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」、「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用することがあります。
2. 目論見書の表紙等に、次の事項を記載することがあります。
 - ・ 目論見書の使用開始日
 - ・ 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨
 - ・ 届出の効力に関して、届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日
 - ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
 - ・ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨、及び当該請求を行った場合にはその旨を記録しておくべきである旨
 - ・ 請求目論見書の入手方法及び投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されている旨
 - ・ ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき、事前に投資者の意向を確認する旨
 - ・ 投資信託の財産は、信託法に基づき、受託会社において分別管理されている旨
 - ・ 委託会社の金融商品取引業者登録番号、委託者が運用する投資信託財産の合計純資産総額
 - ・ 委託会社及びファンドのロゴ・マークや図案、ファンドの形態や基本的性格等
 - ・ 委託会社の電話番号、受付時間、ホームページアドレス等
3. 届出書本文「第一部 証券情報」及び「第二部 ファンド情報」の記載内容について、投資者の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関連する箇所に記載することがあります。
4. 交付目論見書の投資リスクに関するページに、クーリング・オフに関する事項を記載することがあります。
5. 請求目論見書の巻末に、投資信託約款を添付することがあります。
6. 目論見書に記載された運用実績のデータは、随時更新されることがあります。
7. 目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成24年8月1日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興フォルティス 中国A株ファンドの平成23年6月11日から平成24年6月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興フォルティス 中国A株ファンドの平成24年6月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月20日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。